新	旧	旧
日産カード会員規約	日産カード Visa・Mastercard 会員規約	日産カード会員規約(ハウス)
<ul> <li>(本規約の適用)</li> <li>第1条 日産カード会員規約(以下「本規約」という。)は、株式会社日産フィナンシャルサービス(以下「当社」という。)が個人に対して発行する次条に定めるクレジットカード(以下「カード」という。)に係るカード会員契約に適用します。</li> <li>2. 当社は、特定のカード又は特定のサービス等に関して、特約を定めることができるものとし、当社が特約を定めたときは、当該特約は、本規約と一体となって当該特約の適用対象となる会員又はサービスに適用されるものとします。なお、本規約と異なる内容が特約に定められている場合は、特約の定めが優先して適用されるものとします。</li> </ul>		
(カード) 第2条 当社が発行するカードは次のとおりとします。なお、本規約及び各種特約において、第1号のカードをハウスカードといい、第2号から第5号までのカードをブランドカードといいます。 ① 日産カード ② 日産カード Visa ③ 日産カード Mastercard ④ NISMO CARD "Club NISMO" ⑤ NISMO CARD (レギュラー) 2. ブランドカードのうち、前項第4号及び第5号のカードは、日産モータースポーツ&カスタマイズ株式会社と提携して当社が発行するカードとし、あわせてNISMO CARD といいます。なお、		

NISMO CARDは、	Visaブランドを付したもののみ
を発行します。	

## (カード会員契約の申込みと成立)

- 第3条 カード会員契約は、次の各号のすべてに該 当する方が申込むことができます。
  - ① 原則として18歳以上(ブランドカードに ついては20歳以上とします。)の方で、 定職、定収入を有する方
  - ② 原則として自動車を保有又は使用している
  - ③ 日本国内に在住する方
- 2. 本人会員になろうとする者は、当社に対し、希 望するカードを1つ選択のうえ当社所定の方法 で申込むものとします。なお、家族カードの発 行を申込む場合を除き、複数枚のカードの発行 を申込むことはできないものとします。
- 3. 当社が前項の申込みを承諾したときに、当社と 本人会員との間に本規約を内容とするカード会 員契約が成立するものとします。

# (家族会員)

- 第4条 本人会員は、家族会員による家族カードの 利用について本規約の適用があることを承認の うえ、当社に対し、個人情報の取扱いに関する 同意条項に同意した家族を家族会員とすること の承認及び家族カードの発行を求めることがで きるものとし、当社がこれを承諾したときは、 当該家族は家族会員になるものとします。
- 2. 本人会員は、家族会員のカード及び各種サービ スの利用によって生ずる一切の債務を負担しま す。
- 3. 本人会員は、その責任において家族会員に本規 約及び適用のある特約を遵守させるものとしま す。家族会員が本規約又は特約を遵守しなかっ

## (会員)

- 第1条 本人会員とは、次の各号のすべてに該当する 第1条 会員とは、次の各号のすべてに該当する方 方で、本規約を承認のうえ、株式会社日産フィナ ンシャルサービス(以下「当社」という。)が発 行するクレジットカード(以下「カード」とい う。) の発行を申込み、当社がカードの発行を承 諾した方をいいます。なお、当該承諾を もって 契約が成立するものとします
  - ① 原則として20歳以上の方で、定職、定収入 を有する方
  - ② 原則として自動車を保有又は使用している

(カードの発行と管理)

### 第2条

8. 会員は、当社が発行するカードを複数枚保有す ることはできないものとします。

### (会員)

- で、本規約を承認のうえ、株式会社日産フィナ ンシャルサービス(以下「当社」という。)が発 行するクレジットカード(以下「カード」とい う。) の発行を申込み、当社がカードの発行を承 諾した方をいいます。なお、当該承諾をもって契 約が成立するものとします。
  - ① 原則として18才以上の方で、定職、定収入を 有する方
  - ② 原則として自動車を保有又は使用している方

## (会員)

# 第1条

- 2. 家族会員とは、本人会員と同様に本規約を承認 した家族で、本人会員が、家族会員のカード利 用について本規約の適用があることを承認のう え本人会員の代理として指定して申込みをし、 当社が適当と認めた方とします。
- 3. 本人会員は、家族会員のカード及び各種サービ スの利用によって生ずる一切の債務を負担し、 家族会員は当該債務を負担しないことを確認し ます。

たことにより当社に損害が生じた場合は、本人 会員がその損害を賠償するものとします。

### (カードの発行と管理)

- 第5条 当社は本人会員及び家族会員(以下あわせ て「会員」という。)ごとにカードを発行し、 これを会員に貸与します。
- 2. 会員は、当社からカード(第6項に定める更新 カード及び再発行されたカードを含む。)が貸 与されたときは、直ちに当該カードの署名欄に 自身の署名をします。
- 3. カードの所有権は当社が有し、会員は善良なる 管理者の注意をもってカード及びカード情報 (カード番号、有効期限、カードに表示された セキュリティコード等の情報をいう。) を利用 及び管理するものとします。また、会員は、カ ードを破壊、分解等又はカードに格納された情 報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行わないも のとします。
- 4. カード及びカード情報は、カードに表示された会 員本人のみが利用でき、他人に貸与、譲渡もしく は担保に提供するなどカードの占有を第三者に移 転し、又は他人にカード情報を利用させることは 一切できません。
- 5. カードの有効期限は当社が指定する日までとし、 カードの券面に表示します。
- 6. カードの有効期限が到来する場合、当社は、当 社が引続き会員として適当と認めた方に対し、 新しいカード(以下「更新カード」という。) を送付します。

# (カードの発行と管理)

- 第2条 当社は本人会員、家族会員(以下あわせて 「会員」という。) に、当社が発行するカード を貸与します。
- 2. 会員は、当社からカードが貸与されたときは、 直ちに当該カードの署名欄に当該会員ご自身の署 名をしなければなりません。
- 3.カードの所有権は当社が有し、会員には善良なる 管理者の注意をもってカード及びカードに表示さ 3. 会員は、当社からカードを貸与されたときは、直 れたカード番号、有効期限、セキュリティコード 等の情報(以下「カード情報」という。)を使 用、保管するものとします。また、会員は、カー|4.カードの所有権は当社が有し、会員は善良なる管 ドを破壊、分解等又はカードに格納された情報の 漏洩、複製、改ざん、解析等を行わないものとし ます。
- 4.カード及びカード情報は、カードに表示された会 員本人のみが使用でき、他人に貸与、譲渡もしく は担保に提供するなどカードの占有を第三者に移 転し、又は他人にカード情報を使用させることは 一切できません。
- 5. 前三項に違反してカード又はカード情報が使用 された場合、その利用代金等の支払いは本人会 員の責任とします。但し、カード又はカード情 報の管理状況等を踏まえて会員に故意又は過失 がないと当社が認めた場合は、この限りではあ りません。
- 6. カードの有効期限は当社が指定する日までと し、カードの表面に印字します。
- 7. カードの有効期限が到来する場合、当社は引続 き会員として適当と認めた方に新しいカードと 本規約を送付します。なお、有効期限内におけ

# (カードの貸与、有効期限)

第2条 当社は会員に、カードを貸与します。

- 2. 当社は、会員1名につき、1枚のカードを発行 し、貸与します。但し、会員が複数の自動車を 保有する場合で、会員が、当社に所定の方法で申 入れかつその承諾を得た場合は、その保有する自 動車1台につき1枚のカードの発行及び貸与を受 けることができます。
- ちに当該カードの所定欄に自己の署名を行わなけ ればなりません。
- 理者の注意をもってカード及びカードに表示 さ れたカード番号、有効期限、セキュリティコード 等の情報(以下「カード情報」という。) を使 用、保管するものとします。また、会員は、カー ドを破壊、分解等又はカードに格納された情報の 漏洩、複製、改ざん、解析等を行わないものとし ます。
- 5. カード及びカード情報は、カード上に表示された 会員本人のみが使用でき、他人に貸与、譲渡及び 担保提供に利用するなどカードの占有を第三者に 移転し、又は他人にカード情報を使用させること は一切できません。
- 6. 前三項に違反してカード又はカード情報が使用さ れた場合、その利用代金等の支払いは会員の 責 任とします。但し、カード又はカード情報の管理 状況等を踏まえて会員に故意又は過失がないと当 社が認めた場合は、この限りではありません。
- 7. カードの有効期限はカードに表示し、当社が引続 き会員として適当と認める場合は、新しいカード

るカード利用等によるお支払いについては、有 効期限経過後といえども本規約の効力が維持さ れるものとします。

- と本規約を送付します。
- 8. 第2項により、会員が複数枚のカードの貸与を受 けた場合で次の各号の一つに該当したときは、会 員はその旨を当社に通知するとともに、貸与を受 けた複数枚のカードのうち該当するカードを返還 しなければなりません。
  - ①会員が自動車のうち一部の保有をやめたとき
  - ②会員がカードの一部の返還を希望するとき

## (カードの盗難等)

- 第6条 会員は、盗難又は紛失等(以下「盗難等」 という。)によりカードの占有を喪失したとき は、直ちに当社に連絡するものとします。ま た、最寄りの警察署へ盗難等の事実を届出るも のとします。
- 2. 会員は、偽造カード又はカード情報の他人によ る利用のおそれがあることを認知した場合に は、直ちに当社に連絡するものとします。
- 3. 前二項の場合、当社は、カードの利用状況及び 管理状況等について会員に対して説明、資料提 出その他の当社の行う調査への協力を求めるこ とができ、会員は、遅滞なくこれに応じるもの とします。

## (カードの盗難等)

第 13 条 会員は、カードの盗難、詐取、横領もしく │第 14 条 会員は、カードの盗難、詐取、横領もしく はカード情報の不正取得、又はカードの紛失 (以下「盗難等」という。) があったときは、 速やかに当社に連絡するとともに、最寄りの警 察署へ届出るものとします。

# (カードの盗難等)

はカード情報の不正取得、又はカードの紛失 (以下「盗難等」という。) があったときは、 速やかに当社に連絡するとともに、最寄りの警 察署へ届出るものとします。

# (カードの再発行)

- 第7条 カードの再発行は、カードの盗難等又はカ ードの毀損もしくは変形等があった場合で、本 人会員が当社所定の手続をとり、かつ当社が適 当と認めた場合に行います。
- 2. 本人会員は、当社がカードの再発行にあたり当 社所定の手数料を請求したときは、これを当社 に支払うものとします。当該手数料の支払方法 は、カード利用代金の支払方法と同様としま す。

# (カードの盗難等)

### 第 13 条

3. カードの再発行は、カードの毀損、滅失、盗難 等の場合で、会員が所定の手続をとり、かつ当 社が適当と認めた場合に行います。この場合、「2.カードを再発行する場合、会員は、当社所定の 当社所定の手数料を申し受けます。その支払方 法は、第6条のカード利用代金の支払方法と同 様とします。

# (カードの再発行)

- 第 15 条 カードの再発行は、カードの毀損、滅失、 盗難等の場合で、会員が所定の手続きをとり、 かつ当社が認めた場合に限り行います。
- 手数料を負担するものとします。その支払方法 は、第22条のカードショッピングの利用代金の 支払方法と同様とします。

## (カードの年会費)

- 第8条 本人会員は、当社に対し所定の年会費を支 払います。なお、年会費の支払期日はカード送 付時に通知します。
- 2. 年会費の支払方法は、カード利用代金の支払方 法と同様とします。
- 3. 支払い済みの年会費は、退会又は会員資格を喪 失した場合、その理由の如何を問わず返却しま せん。

### (暗証番号)

- 第9条 当社は会員からの申出により、カードの暗 証番号(4桁の数字)を登録するものとしま す。但し、会員からの申出のない場合、又は生 年月日や電話番号等の他人から推測されやすい 番号その他の当社が暗証番号として不適当と判 断した番号の申出があった場合は、当社が、当 社所定の方法により暗証番号を登録することが できるものとし、この場合、その旨及び当社が 設定した暗証番号を会員に通知します。
- 2. 会員は、暗証番号を第三者に知られないよう善 良なる管理者の注意をもって管理するものとし ます。
- 3. カード又はカード情報の利用にあたり暗証番号 が使用されたときは、第三者による利用であっ ても、当該利用に係るカード利用代金の支払は 本人会員の責任とします。但し、暗証番号の管 理状況等を踏まえて会員に故意又は過失がない と当社が認めた場合は、この限りではないもの とします。

### (カードの年会費)

- 第3条 本人会員は、当社に対し所定の年会費を支払 第3条 会員は、年会費を当社所定の期日に当社に うものとします。なお、年会費の支払期日はカ ード送付時に通知するものとします。
- 2. 年会費の支払方法は、第6条のカード利用代金 の支払方法と同様とします。
- 3. お支払い済みの年会費は、退会又は会員資格を 喪失した場合、その理由の如何を問わず返却し ません。

### (暗証番号)

- 第4条 当社は会員からの申出により、カードの暗証 第4条 会員はカード利用の申込み時に暗証番号を 番号(4桁の数字)を登録するものとします。 但し、会員からの申出のない場合又は当社が暗 証番号として不適当と判断した場合は、当社 が、当社所定の方法により暗証番号を登録する ものとします。
- 2. 会員は、暗証番号につき生年月日や電話番号等 他人から推測されやすい番号を避け、暗証番号 を第三者に知られないよう善良なる管理者の注 意をもって管理するものとします。
- 3. カード利用にあたり、登録された暗証番号が使 用されたときは、第三者による利用であって も、本人会員はこれにより生ずる一切の債務に ついて支払の責を負うものとします。但し、暗 証番号の管理状況等を踏まえて会員に故意又は 過失がないと当社が認めた場合は、この限りで はないものとします。

### (年会費)

- 支払います。
- 2. 年会費のみのお支払いの場合、ご利用代金明細 書の発行を省略することがあります。
- 3. すでにお支払い済みの年会費は、退会又は会員 資格を喪失した場合その他の理由の如何を問わ ず返却しません。

### (暗証番号)

- 当社に届出るものとします。但し、届出がない 場合、又は当社が暗証番号として不適当と判断 した場合は、当社が、当社所定の方法により暗 証番号を登録するものとします。
- 2. 会員は、暗証番号につき生年月日や電話番号等 他人から推測されやすい番号を避け、暗証番号 を第三者に知られないよう善良なる管理者の注 意をもって管理するものとします。
- 3. カード利用にあたり、登録された暗証番号が使 用されたときは、第三者による利用であって も、会員はこれにより生ずる一切の債務につい て支払の責を負うものとします。但し、暗証番 号の管理状況等を踏まえて会員に故意又は過失 がないと当社が認めた場合は、この限りではな いものとします。

### (カード利用可能枠)

- 第10条 当社は、第26条に定めるショッピングサー ビスについて、カード利用可能枠を設定し、会 員は未決済のカード利用代金を合算した金額が カード利用可能枠を超えない範囲でカードを利 用することができます。なお、カード利用代金 にはカードによる商品の購入代金、サービスの 受領、年会費、通信販売・電話予約販売代金、 その他当社が提供するすべての商品・サービス の代金及び諸手数料を含みます。
- 2. カード1回当たりの利用額は、日本国内の加盟 店(以下「国内加盟店」という。)では当社が 定める金額までとし、日本国外の加盟店(以下 「海外加盟店」といい、国内加盟店と海外加盟 店をあわせて以下「加盟店」という。)ではマ スターカードアジアパシフィック Pte リミテッ ド又はビザワールドワイド Pte リミテッド(以 下あわせて「国際提携組織」という。) が定め る金額までとします。但し、カード利用の際、 加盟店を通じて当社の承認を得た場合は、この 金額を超えて利用することができます。

### (カード利用可能枠)

- 第5条 当社は、第 20 条に定めるショッピングサー 第6条 カードショッピングの利用可能枠は当社が ビスについて、審査のうえカード利用可能枠を 設定し、会員は未決済ご利用代金を合算した金 額がカード利用可能枠を超えない範囲でカード を利用することができます。なお、ショッピン グサービスのご利用代金にはカードによる商品 売・電話予約販売代金、その他当社が提供する すべての商品・サービスの代金及び諸手数料を 含みます。
- 2. カード1回当たりの利用額は、日本国内の加盟 店(以下「国内加盟店」という。) では当社が 定める金額、日本国外の加盟店(以下「海外加 盟店」といい、国内加盟店と海外加盟店をあわ せて以下「加盟店」という。)ではマスターカ ードアジアパシフィック Pte リミテッドもしく はビザワールドワイド Pte リミテッド (以下両 者をあわせて「国際提携組織」という。) が定 める金額までとします。但し、カード利用の 際、加盟店を通じて当社の承認を得た場合は、 この金額を超えて利用することができます。

## (カードショッピング)

- 第5条 会員は、カードを利用して、当社と契約し ている加盟店(以下「加盟店」という。)でお 買物とサービスの提供(以下「カードショッピ ング」という。) を受けることができます。
- 2. 会員は、カードを利用して当社の提供する商 品、役務及び当社が他社と提携して提供する商 品、役務についてカードショッピングを受ける ことができます。なお、この場合第20条第1項 及び 第 24 条に「加盟店」とあるのを「当社」 と読替えて、本規約を適用します。

### (カードの利用可能枠)

- 審査し決定した額を限度とし、会員は未決済の 利用代金を合算した金額がカード利用可能枠を 超えない範囲で利用できます。但し、当社が必 要と認めた場合はいつでも利用可能枠を変更又 は利用停止ができるものとします。
- の購入代金、サービスの受領、年会費、通信販 2. 会員は、当社が承認した場合を除き、利用可能 枠を超えてカードを利用してはならないものと します。
  - 3. 会員が当社から複数枚のカードの貸与を受けた 場合には、これらのカードショッピングの利用 残高の合計が、当社が別に定める利用可能枠を 超えることはできないものとします。

- 3. 第1項にかかわらず、第30条に定める1回払い を除く支払区分については、当社が審査し決定 した額を限度とする利用可能枠を定める場合が あります。その場合、会員は、支払区分ごとの 未決済のカード利用代金の金額が各々の利用可 能枠を超えない範囲で利用することができま す。但し、未決済のカード利用代金の合計が、 第1項に定める利用可能枠を超えてご利用いた だくことはできません。なお、各々の利用可能 枠を超えて当該支払区分でカードを利用した場 合は、超過した金額を一括してお支払いいただ きます。
- 4. 前三項の利用可能枠は、当社が必要と認めた場 合には、増額、減額又は利用停止ができるもの とします。

## (代金決済)

- 第 11 条 本人会員は、当社が原則として毎月 10 日 (以下「締切日」という。) に締切り、当月15 日(以下「算定日」という。) に算定したカー ド利用代金を、翌月5日(金融機関休業日の場 合は翌金融機関営業日とし、以下これを「約定 支払日」という。) に、会員があらかじめ金融 機関と約定した預金口座(以下「お支払預金口 座」という。)から口座振替の方法により支払 います。なお、事務上の都合により翌月以降の 締切日で処理される場合があります。
- 2. 本人会員は、海外加盟店でのカード利用代金が 外国通貨で表示されている場合、日本円に換算 のうえ日本国内におけるカード利用代金と同様 の方法で支払います。なお、ショッピング利用 分の日本円への換算は、カード利用代金を国際 提携組織の決済センターが処理した時点で適用 された交換レートに、当社が定める為替処理等

- 3. 第1項にかかわらず、第 23 条に定める1回払い を除く支払区分については、当社が審査し決定 した額を限度とする利用可能枠を定める場合が あります。その場合、会員は、支払区分ごとの 未決済の利用代金の金額が各々の利用可能枠を 超えない範囲で利用することができます。但 し、未決済の利用代金の合計が、第1項に定め る利用可能枠を超えてご利用いただくことはで きません。なお、各々の利用可能枠を超えて当 該支払区分でカードを利用した場合は、超過し た金額を一括してお支払いいただきます。
- 4. 前三項の利用可能枠は、当社が必要と認めた場 合には、増額、減額又は利用停止ができるもの とします。

### (代金決済)

- 第6条 第20条に定めるショッピングサービス (諸 第22条 手数料を含む。)のご利用代金は、原則として 5. カードショッピングのお支払い額は、次のとお 毎月 10 日(以下「締切日」という。) に締切 り、当月15日(以下「算定日」という。) に算 定したものを、翌月5日(金融機関休業日の場 合は翌金融機関営業日とし、以下これを「約定 支払日」という。) に会員があらかじめ金融機 関と約定した預金口座(以下「お支払預金口 座」という。)から口座振替の方法によりお支 払いいただきます。なお、事務上の都合により 翌月以降の締切日で処理される場合がありま
- 2. 会員の海外加盟店でのカード利用代金が外国通 貨で表示されている場合、日本円に換算のうえ 日本国内におけるカード利用代金と同様の方法 でお支払いいただきます。なお、ショッピング 利用分の日本円への換算は、利用代金を国際提

(カードショッピングの利用代金の支払方法)

- り締切って、カード発行の申込み時に会員が指 定した支払日に会員があらかじめ金融機関と約 定した預金口座(以下「お支払預金口座」とい う。)から口座振替の方法により一括してお支 払いいただくものとし、ご利用代金明細書にて 会員に書面又は電磁的方法により通知します。 なお、ご利用代金明細書の内容についての当社 へのお問合せ、ご確認は、通知を受けた後10日 以内にしていただくものとし、この期間内に異 議の申立てがない場合には、ご利用代金明細書 に記載のご利用額、お支払い額及び残高等の内 容についてご承認いただいたものとみなしま す。
  - ① 指定支払日が10日である場合、毎月15日 に締切り、翌月10日(金融機関休業日の場

- の事務経費として所定の手数料率を加算したレ ートを適用するものとします。
- 3. 当社は、前二項に基づく毎月の支払金額を、支 払月の前月末頃、本人会員があらかじめ届出た 送り先にご利用明細書として書面又は電磁的方 法により通知し、本人会員は、ご利用明細書の 記載内容について会員自身の利用によるもので あるか等につき速やかに確認のうえ、ご利用明 細書の内容についての当社への問合せ及び確認 は、通知を受けたのち20日以内に行うものとし ます。なお、この期間内に異議の申立てがない 場合には、ご利用明細書に記載の売上や残高の 内容について本人会員が承認したものとみなし ます。
- 4. お支払預金口座の預金残高不足により、カード 利用代金の口座振替ができない場合には、当社 は、金融機関との約定により、約定支払日以降 の任意の日において、カード利用代金の全部又 は一部につき口座振替ができるものとします。

# (支払金等の充当順序)

第 12 条 本人会員は、本人会員が支払った金額が、 本人会員が当社に対して負担する一切の債務を 完済させるに足りないときは、特に通知をせず に当社が適当と認める順序・方法によりいずれ の債務に充当しても異議のないものとします。 但し、第35条に定める「リボルビング払いの支 払停止の抗弁」にかかわる充当順位について は、割賦販売法第30条の5の規定によるものと します。

- 携組織の決済センターが処理した時点で適用さ れた交換レートに、当社が定める為替処理等の 事務経費として所定の手数料率を加算したレー トを適用するものとします。
- 3. 当社は前二項に基づく毎月のお支払金額を、お 支払い月の前月末頃、本人会員があらかじめ届 出た送り先にご利用明細書として書面又は電磁 的方法により通知します。本人会員は、ご利用 明細書の記載内容について会員自身の利用によ るものであるか等につき速やかに確認のうえ、 ご利用明細書の内容についての当社へのお問合 せ、ご確認は、通知を受けたのち 20 日以内に行 うものとし、この期間内に異議の申し立てがな い場合には、ご利用明細書に記載の売上や残高 の内容についてご承認いただいたものとみなし ます。
- 4. お支払預金口座の預金残高不足により、第1項 のご利用代金の口座振替ができない場合には、 当社は、金融機関との約定により、約定支払日 以降の任意の目において、ご利用代金の全部又 は一部につき口座振替ができるものとします。

## (支払金等の充当順序)

第7条 お支払いいただいた金額が、本規約及びその 第7条 会員の返済した金額が本規約及びその他の 他の契約に基づき当社に対して負担する一切の 債務を完済させるに足りないときは、特に通知 をせずに当社が適当と認める順序・方法により いずれの債務に充当しても異議のないものとし ます。但し、第26条に定める「リボルビング払 いの支払停止の抗弁」にかかわる充当順位につ いては、割賦販売法第30条の5の規定によるも のとします。

- 合は翌金融機関営業日) にお支払いいただ きます
- ② 指定支払日が 27 日である場合、毎月5日 に締切り、当月27日(金融機関休業日の場 合は翌 金融機関営業日) にお支払いいた だきます
- ③ 事務上の都合により、翌月以降の 10 日又 は当月以降の27日の支払日からお支払いい ただくことがあります

## (充当順序)

契約に基づき当社に対して負担する一切の債務 を完済させるに足りないときは、会員への通知 なくして当社が適当と認める順序方法によりい ずれの債務に充当しても異議のないものとしま す。但し、会員が指定した場合はこの限りでは ないものとします。

### (費用の負担)

- 第8条 本人会員は、本規約によって生ずる当社の権 第8条 会員は、本規約によって生じる当社の権利 利保全に要する次の各号の費用について、当 社 から請求がある場合は、速やかに支払うものと します。なお、第1号に定める額は、消費税率 を 10%として算出したものであり、消費税率が 変動した場合は、変動後の消費税率により算出 した額とします。
  - ①本人会員の都合による口座振替不能の場合の 再請求費用(1回につき 220円、消費税込 み。)、会員の都合による訪問集金費用(訪 間1回につき1,100円、消費税込み。
  - ②第10条第2項に基づく会員に対する書面によ る催告費用
  - ③カードの返還請求に伴う訪問回収費用
- 2. 当社と本人会員の間で締結する本人会員の債務 の支払いに係る公正証書等の作成費用は、退会 後といえども本人会員が負担するものとしま

(退会、会員資格の喪失及びカードの利用停止と返 却)

- 第9条 会員は当社あて所定の退会手続きをすること により、いつでも退会することができます。但 し、当社に対する残債務を支払った時点をもっ て退会とします。その場合、当社の指示する方 2. 前項の場合、会員は、同時に、本規約に基づく 法に従い、カードを返却又は裁断のうえ破棄す るものとします。
- 2. 会員が次の各号の一つにでも該当した場合、そ 3. 会員は、第1項及び第2項の手続きを完了し、 の他当社が会員として不適当と認めた場合は、 当社は、何らの通知、催告を要せずして、カー ドの利用停止又は会員資格を取消すことがで き、これらの措置とともに加盟店に当該カード の無効を通知又は登録することがあります。そ の場合カードは当社の指示する方法に従い、返 却するものとします。

(費用の負担)

- 保全に要する次の各号の費用について、当社か ら請求がある場合は、速やかに支払うものとし ます。なお、第1号に定める額は、消費税率を 10%として算出したものであり、消費税率が変 動した場合は、変動後の消費税率により算出し た額とします。
  - ①会員の都合による口座振替不能の場合の再請 求費用(1回につき 220円、消費税込 み。)、会員の都合による訪問集金費用(訪 問1回につき1,100円、消費税込み。)
  - ②会員の都合による口座振替不能の場合で、当 社指定のコンビニエンスストアで本規約に基 づく債務を支払う場合における当社所定の手 数料
  - ③第11条第2項に基づく会員に対する書面によ る催告費用
  - ④カードの返還請求に伴う訪問回収費用

(退会)

- 第9条 会員は当社あて所定の退会手続きをするこ とにより、いつでも退会することができます。 その場合、当社の指示する方法に従い、カード を返却又は裁断のうえ破棄するものとします。
- 当社に対する残債務全額を速やかに当社に支払 うものとします。
- 当社が認めたときに退会したことになるものと し、退会までは引続き本規約の効力が維持され るものとします。

(カードの利用停止、会員資格の喪失)

第 10 条 会員が以下の各号の一つに該当した場合、 その他当社が会員として不適当と認めた場合

(退会、会員資格の喪失及びカードの利用停止と返 却)

- 第 13 条 本人会員は、カードの有効期限が到来した ときは、会員資格を喪失します。但し、第5条 第7項により当社が引続き会員として適当と認 めた場合は、この限りではないものとします。
- 2. 本人会員は、当社所定の退会手続をすることに より、いつでも退会することができるものと し、退会により会員資格を喪失します。この場 合、家族会員も当然に会員資格を喪失するもの とします。
- 3. 次の各号のいずれかに該当した場合、その他当 社が本人会員として不適当と認めた場合は、当 社は、何らの通知、催告を要せずして、カード

- の利用停止又は会員資格を取消すことができ、 これらの措置とともに加盟店に当該カードの無 効を通知又は登録することがあります。
- ①本人会員がカードの申込みを行ったとき、その他当社への申告、届出等を行ったときに、虚偽の申告をした場合
- ②本人会員が本規約のいずれかに違反した場合
- ③本人会員が当社に対する支払債務(他の契約に基づく支払債務を含む。)の履行を怠った場合
- ④信用情報機関の情報等により、本人会員の信用状態が著しく悪化した、又は悪化のおそれがあると当社が判断した場合、その他カードに関するサービスの利用状況が社会通念に照らして容認できない等、カード利用について当社との信頼関係を維持できなくなったと当社が判断した場合
- ⑤ 換金又は違法な取引を目的とした商品購入等、会員によるカード及びカード情報の利用状況が適当でないと当社が認めた場合
- ⑥ 第 11 条第1項の口座振替のために有効な金融機関口座の届出がない場合
- ⑦第 14 条第1項各号又は第2項各号のいずれ かに該当した場合
- ⑧ 第 18 条第1項に違反したことなどにより、 当社から本人会員への連絡が不可能である と当社が判断した場合
- ⑨ 会員が第 21 条第1項に定める反社会的勢力 に該当することが判明した場合
- ⑩ 会員が当社に対して暴力的な行為、脅迫的な言動、不当な要求をし、又は当社の信用を毀損し、もしくは当社の業務を妨害する

- ①虚偽の申告をした場合
- ②本規約のいずれかに違反した場合
- ③本規約又は他の契約に基づく当社に対する支 払債務の履行を怠った場合
- ④信用情報機関の情報等により、本人会員の信用状態が著しく悪化した、又は悪化のおそれがあると当社が判断した場合
- ⑤換金又は違法な取引を目的とした商品購入 等、カードの利用状況が適当でないと当社が 認めた場合
- ⑥第6条第1項の口座振替手続きのために有効な金融機関口座の届出がない場合
- ⑦第 10 条第 1 項各号、第 2 項又は第 3 項各号の いずれかに該当した場合
- 8第14条第1項に違反したことなどにより、当社から本人会員への連絡が不可能であると当社が判断した場合
- ⑨当社に対して暴力的な行為、脅迫的な言動、 不当な要求をし、又は当社の信用を毀損し、 もしくは当社の業務を妨害する等の行為があった場合
- ⑩当社が本人会員に対して送付したカード(第 2条第7項及び第13条第3項に基づき送付す るカードを含む。)を、本人会員が当社所定 期間内に受領しない場合
- ①本人会員が日本国内に連絡先を有さなくなった場合
- 3. 前二項の場合、当該会員は以下の事項に同意するものとします。
  - ①当該カードの利用により発生する債務の支払 いが完了するまでは、引続き本規約の効力が 維持されるものとします
  - ②会員は会員番号等を登録した加盟店に対して 速やかに決済方法の変更手続きを行うものと し、当該加盟店より通信料などの継続的売上 が発生した場合はこれをお支払いいただきま す

- は、当社は、何らかの通知、催告を要せずして、カードの利用停止又は会員の資格を取消すことができ、これらの措置とともに加盟店に当該カードの無効を通知することがあります。
- ①虚偽の申告をした場合
- ②本規約のいずれかに違反した場合
- ③本規約又は他の契約に基づく当社に対する支 払債務の履行を怠った場合
- ④信用情報機関の情報等により、会員の信用状態が著しく悪化した、又は悪化のおそれがあると当社が判断した場合
- ⑤換金又は違法な取引を目的とした商品購入 等、カードの利用状況が適当でないと当社が 認めた場合
- ⑥第22条第5項の口座振替手続きのために有効な金融機関口座の届出がない場合
- ⑦第11条第1項各号、第2項又は第3項各号の いずれかに該当した場合
- 8第16条第1項に違反したことなどにより、当 社から会員への連絡が不可能であると当社が 判断した場合
- ⑨当社に対して暴力的な行為、脅迫的な言動、 不当な要求をし、又は当社の信用を毀損し、 もしくは当社の業務を妨害する等の行為があった場合
- ⑩当社が会員に対して送付したカード(第2条 第7項及び第15条第1項に基づき送付するカ ードを含む。)を、会員が当社所定期間内に 受領しない場合
- ①会員が日本国内に連絡先を有さなくなった場合
- 2. 前項の場合、会員は直ちに会員が貸与を受けた 全てのカードを当社の指示する方法に従い当社

等の第21条第2項に定める行為を行った場

- ⑪ 当社が第 21 条第3項に基づく報告を求めた 場合において、当社が定める期間内に報告 書を提出しない場合
- ② 当社が本人会員に対して送付したカード (更新カード、再発行したカード及び ETC カ ードを含む。)を、本人会員が当社所定期 間内に受領しない場合
- ③ 本人会員が日本国内に在住しないことが判 明した場合、又は日本国内に連絡先を有さ なくなり当社から本人会員への連絡が困難 と当社が判断した場合
- (4) 本人会員が在留資格を有する外国人であっ て、在留資格を喪失した場合又は当社が在 留資格を確認することができない場合
- (15) 本人会員が死亡した場合
- 4. 本人会員は、会員資格を喪失した場合、当社の 指示する方法に従い、カード(家族カードを含 む。)を返却又は裁断のうえ破棄するものとし ます。
- 5. 本人会員が会員資格を喪失した場合でもカード 利用代金その他の本規約に基づく債務の支払が 完了するまでは、引続き本規約の効力が維持さ れるものとします。
- 6. 本人会員が会員資格を喪失した場合、当社が会 員に対して提供する付帯サービス、特典等を受 ける権利もあわせて喪失するものとします。

(期限の利益喪失)

第14条 本人会員は、次のいずれかの事由に該当し たときは、当然に本規約に基づく当社に対する 一切の債務について期限の利益を失い、残債務 全額を直ちに当社に支払います。

(期限の利益喪失)

たときは、当然に本規約に基づく当社に対する 一切の債務について期限の利益を失い、残債務 全額を直ちに当社に支払います。

(期限の利益喪失)

第 10 条 本人会員は、次のいずれかの事由に該当し 第11条 会員は、以下の各号の一つに該当した場 合、当然に本規約に基づく当社に対する一切の 債務の期限の利益を失い、残債務全額を直ちに 当社に支払うものとします。

へ返却します。また、当社はカードを回収する ことができるものとします。

- ① カード利用代金 (ショッピングサービスに 係るカード利用代金は1回払いのものに限 る。) の支払を1回でも遅滞したとき
- ②ショッピングサービス(1回払いを除 く。) に係るカード利用代金の支払を遅延 し、当社が20日以上の相当な期間を定めて その支払を書面で催告したにもかかわら ず、その期間内に支払わなかったとき
- ③ 自ら振出した手形、小切手が不渡りになっ たとき、又は一般の支払を停止したとき
- ④ 差押・仮差押・保全差押・仮処分の申立て 又は滞納処分を受けたとき
- ⑤ 破産・民事再生等の倒産手続の申立てを受 けたとき、又は自らこれらの申立てをした 上き
- ⑥ カードの破壊、分解等を行い、又はカード に格納された情報の漏洩、複製、改ざん、 解析等を行ったとき
- 2. 本人会員は、次のいずれかの事由に該当したと きは、当社の請求により、本規約に基づく当社 に対する一切の債務の期限の利益を失い、残債 務全額を直ちに当社に支払います。
  - ①ショッピングサービスの利用が会員にとっ て営業のためのもの(連鎖販売個人契約及 び業務提供誘引販売個人契約を除く。)で ある等、割賦販売法第35条の3の60第1項 に該当する場合で、当該ショッピングサー ビスに係るカード利用代金の支払を1回で も遅滞したとき
  - ②商品の質入れ、譲渡、賃貸その他当社の所 有権を侵害する行為をしたとき
  - ③カードを他人に貸与、譲渡、質入れ、担保 提供等し、当社のカードに対する所有権を

- ①ショッピングサービスのご利用代金の支払い を1回でも遅滞したとき
- ②自ら振出した手形、小切手が不渡りになった とき、又は一般の支払いを停止したとき
- ③差押・仮差押・保全差押・仮処分の申し立て 又は滞納処分を受けたとき
- ④破産・民事再生等の倒産手続きの申し立てを 受けたとき、又は自らこれらの申し立てをし たとき
- 2. 前項にかかわらず、ショッピングサービス(1) 回払いを除く。) のご利用代金に係る債務につ いては、当該債務の支払い又は本人会員の当社 に対するその他の債務の支払いを遅滞し、当社 から 20 日以上の相当な期間を定めてその支払い を書面で催告されたにもかかわらず、その期間 内に支払わなかったときに期限の利益を失うも 2. 前項にかかわらず、カードショッピング(1回 のとします。但し、前項第2号から第4号まで 又は第3項第1号のいずれかに該当するとき は、前項の規定を優先適用するものとします。
- 3. 本人会員は、次のいずれかの事由に該当したと きは、当社の請求により、本規約に基づく当社 に対する一切の債務の期限の利益を失い、残債 務全額を直ちに当社に支払います。
  - ①ショッピングサービスの利用が会員にとって 営業のためのもの(連鎖販売個人契約及び業 務提供誘引販売個人契約を除く。)である 3. 会員は、以下の各号の一つに該当した場合、当 等、割賦販売法第35条の3の60第1項に該 当する場合で、当該ショッピングサービスの ご利用代金の支払いを1回でも遅滞したとき
  - ②商品の質入れ、譲渡、賃貸その他当社の所有 権を侵害する行為をしたとき
  - ③カードを他人に貸与、譲渡、質入れ、担保提 供等し、当社のカードに対する所有権を侵害

- ①会員がカードショッピングの利用代金の支払 を1回でも遅滞したとき
- ②カードショッピングの利用が会員にとって営 業のためのもの(連鎖販売個人契約及び業務 提供誘引販売個人契約を除く。) である 等、割賦販売法第35条の3の60第1項に該 当する場合で、当該カードショッピングの利 用代金の支払を1回でも遅滞したとき
- ③手形、小切手が不渡りになったとき、又は支 払を停止したとき
- ④差押、仮差押、保全処分(信用に関しないも のを除く。)の申立てを受けたとき
- ⑤破産、民事再生、特別清算、会社更生等の倒 産手続の申立てを受けたとき、又は自らこれ らを申立てたとき
- 払いを除く。) の利用代金に係る債務について は、当該債務の支払又は会員の当社に対するそ の他の債務の支払を遅滞し、当社から20日以上 の相当な期間を定めてその支払を書面で催告さ れたにもかかわらず、その期間内に支払わなか ったときに期限の利益を失うものとします。但 し、前項第2号から第5号までのいずれかに該 当するときは、前項の規定を優先適用するもの とします。
- 社の請求により本規約に基づく当社に対する一 切の債務の期限の利益を失い、残債務全額を直 ちに当社に支払います。
  - ①カードを他人に貸与、譲渡、質入れ、担保提 供等をし、又は商品の質入れ、譲渡、貸与等 をし、当社のカードに対する所有権、又は当 社の商品に対する所有権を侵害する行為をし

### 侵害する行為をしたとき

- ④本規約上の義務に違反し、その違反が本規 約の重大な違反となるとき
- ⑤本人会員の信用状態が著しく悪化したとき
- ⑥会員が、第21条第1項又は第2項に違反し ていることが判明したとき、又は当社が第 21 条第3項の報告を求めたにもかかわら ず、会員から当社が定める期間内に報告書 が提出されないとき

### する行為をしたとき

- ④本規約上の義務に違反し、その違反が本規約 の重大な違反となるとき
- ⑤本人会員の信用状態が著しく悪化したとき
- ⑥本人会員が会員資格を喪失したとき。但し、 第 23 条に定める分割払いの分割支払金債務 及びリボルビング払いによる債務については 除くものとします
- ⑦前各号のほか、債権保全を必要とする相当の 事由が生じたとき
- ⑧会員が、第16条第2項又は第3項に違反して いることが判明したとき、又は当社が第16条 第4項の報告を求めたにもかかわらず、会員 から合理的期間内に報告書が提出されないと

### たとき

- ②本規約上の義務に違反し、その違反が本規約 の重大な違反になるとき
- ③会員の信用状態が著しく悪化したとき
- ④会員資格を喪失したとき
- ⑤前各号のほか、債権保全を必要とする相当の 事由が生じたとき
- ⑥会員が、第17条第2項又は第3項に違反して いることが判明したとき、又は当社が第17条 第4項の報告を求めたにもかかわらず、会員 から合理的期間内に報告書が提出されないと

### (遅延損害金)

- 第15条 本人会員は、カード利用代金その他の本規 約に基づく債務の支払を遅滞した場合は、支払 うべき金額(ショッピングサービスのリボルビ ング払いに係る手数料を除く。) に対して、支 払期日の翌日から完済に至るまで、第3項に定 める遅延損害金を支払うものとします。
- 2. 本人会員は、カード利用代金その他の本規約に 基づく債務について期限の利益を喪失したとき は、期限の利益喪失日の翌日から完済に至るま で、支払債務の元金残全額に対して、次項に定 める遅延損害金を支払うものとします。
- 3. 遅延損害金は、ショッピングサービスの2回払 い、ボーナス一括払い及び分割払いに係るカー ド利用代金については法定利率(最初に遅滞し た時点における法定利率とする。)、ショッピ ングサービスの1回払い及びリボルビング払い に係るカード利用代金並びにその他の本規約に

### (遅延損害金)

- い資金が不足しご利用代金の全額をお支払いい ただけない場合は、お支払いになるべき金額 (第23条第1項に定めるショッピングサービス のリボルビング払いに係る手数料を除く。) に 対してその支払期日の翌日から支払日に至るま で、年 14.6%の割合で計算した遅延損害金を申 2. 会員は、カードショッピングの利用代金の支払 し受けます。但し、2回払い・ボーナス一括払 い・分割払いの場合は、支払債務の残金全額に 対し法定利率で計算した額を超えないものとし ます。
- 2. 本規約に基づく債務において、期限の利益を喪 失したときは、期限の利益喪失日の翌日から完 済の日に至るまで、支払債務の元金残全額に対 して第23条第1項に定めるショッピングサービ スの1回払い・リボルビング払いは年利 14.6% の割合で、2回払い・ボーナス一括払い・分割

### (遅延損害金)

- 第 11 条 本規約に定められた支払期日に万一お支払 第 12 条 会員は、期限の利益を喪失したときは、期 限の利益の喪失の日の翌日から支払済みに至る まで、カードショッピングによって生じた残債 務全額に対し、1回払は年14.6%の割合で、1 回払以外は法定利率で計算した遅延損害金を当 社に支払うものとします。
  - を怠ったとき(前項の場合を除く。)は、お支 払いになるべき金額に対し支払期日の翌日から 支払済みに至るまで、年14.6%の割合で計算し た遅延損害金を当社に支払います。但し、支払 方法が1回払以外の場合は、当該カードショッ ピングによって生じた残債務全額に対し法定利 率で計算した額を超えないものとします。

基づく債務については年14.6%の割合で計算し た額とします。なお、計算方法は、年365日 (閏年は年366日とする。)の日割計算としま す。

(早期完済の場合の特約)

- 払いは法定利率で計算した遅延損害金を申し受 けます。
- 3. 前二項の遅延損害金の計算方法は、いずれも年 365 日(閏年は年 366 日とする。)の日割計算 とします。

(早期完済の場合の特約)

第 16 条 本人会員は、分割払いの支払方法におい て、約定支払期間の中途で残金全額を一括して 支払ったときは、78分法又はそれに準ずる当社 所定の計算方法により算出された期限未到来の 分割払手数料のうち、当社所定の割合による金

第 12 条 本人会員が、分割払いの支払方法におい 第 13 条 会員が当初の契約のとおりに分割支払金の て、当初の契約のとおりに分割支払金の支払い を履行し、かつ約定支払期間の中途で残金全額 を一括して支払ったときは、本人会員は、78分 法又はそれに準ずる当社所定の計算方法によ り、算出された期限未到来の分割払手数料のう ち当社所定の割合による金額の払戻しを当社に 請求できます。

(早期完済の特約)

支払いを履行し、かつ約定支払期間の途中で残 債務全額を一括して支払ったときは、会員は、 78 分法又はそれに準ずる当社所定の計算方法に より算出された期限未到来の分割払手数料のう ち、当社所定の割合による金額の払戻しを当社 に請求できるものとします。

(カード又はカード情報が利用された場合の本人会 員の青任)

額の払戻しを当社に請求できます。

- 第17条 会員のカードが利用された場合、他人によ るカード利用によるものであっても、当該利用 に係るカード利用代金の支払は本人会員の責任 とします。
- 2. 前項にかかわらず、カードの盗難等によりカー ドが第三者に利用された場合で、会員が第6条 第1項に基づき当社への連絡を行い、かつ警察 署への届出が受理されたときは、本人会員の責 任を免除します。但し、次の各号に定める場合 には、本人会員の責任は免除されないものとし ます。
  - ①会員の故意又は重大な過失に起因する場合
  - ②会員の家族、同居人、留守人、会員の委託を 受けて身の回りの世話をする者その他の会員 の関係者がカードを利用した場合、又はこれ らの者が盗難等に関与した場合
  - ③第5条第4項に違反して第三者にカード又は

(カードの盗難等)

### 第 13 条

- |2.カードの盗難等により、カード又はカード情報 ||2.カードの盗難等により、カード又はカード情報 が第三者に不正使用された場合、その代金等の 支払いは本人会員の責任となります。但し、本 人会員が被る損害は、次に掲げる場合を除き当 社が全額てん補します。
  - ①会員の故意又は重大な過失に起因する場合
  - 託を受けて身の回りの世話をする者など、会員 の関係者の自らの行為もしくは加担した盗難等 の場合
  - ③第2条第4項に違反して第三者にカード又はカ ード情報を使用された場合
  - ④当社が会員から盗難等の通知を受理した日から 61 日以前に生じた不正使用の場合
  - ⑤戦争、地震等による著しい秩序の混乱に乗じて なされた不正使用の場合
  - ⑥本規約に違反している状況において盗難等が生

(カードの盗難等)

### 第 14 条

- が他人に利用された場合の損害は、会員が負担 します。但し、会員が前項の届出をした場合 は、当社が前項の届出を受理した日の60日前以 降発生したものについては、当社は会員に対し その負担を免除します。
- ②会員の家族、同居人、留守人その他の会員の委 3. 前項の定めにかかわらず、次の各号に該当する 場合は、当社は会員に対しその負担を免除しま せん。
  - ①盗難等が会員の故意又は重大な過失によって 生じた場合
  - ②会員の家族、同居人、留守人等、会員の関係 者によってカード又はカード情報が利用され た場合
  - ③戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に 恣難等が生じた場合
  - ④本規約に違反している状況において、盗難等

- カード情報を利用された場合
- ④当社が会員から盗難等の通知を受理した日か ら61日以前に生じた利用の場合
- ⑤本規約に違反している状況において盗難等が 生じた場合
- ⑥会員が第6条第3項に定める調査に協力しな い場合、又は当該調査に対して虚偽の申告も しくは虚偽の資料を提出した場合
- ⑦カード利用の際、登録した暗証番号が使用さ れた場合(但し、第9条第3項但書に該当す る場合を除く。)
- 3. 本人会員は、偽造カードの利用又は他人によるカ ード情報の利用に係るカード利用代金について、 支払義務を負わないものとします。但し、次の各 号に定める場合には、当該カード利用代金の支払 は本人会員の責任とします。
  - ① 会員がカード情報を他人に提供しもしくは偽 造カードの作出に関与した場合、又はカード 情報の漏洩について会員に重大な過失がある 場合
  - ② 会員の家族、同居人、留守人、会員の委託を 受けて身の回りの世話をする者その他の会員 の関係者がカード情報を他人に提供した場 合、又は偽造カードの作出もしくはカード情 報の漏洩に関与した場合
  - ③会員が第6条第3項に定める調査に協力しな い場合、又は当該調査に対して虚偽の申告も しくは虚偽の資料を提出した場合
- (届出事項の変更)
- 第18条 会員は、氏名、住所、職業、勤務先、メー ルアドレス、お支払預金口座、当社に届出た保 有自動車に関する情報、及びカードの利用目的 その他の「犯罪による収益の移転防止に関する

### じた場合

- (7)会員が当社の請求する書類を提出しない、又は 提出した書類に不正の表示をした場合、あるい は被害調査に協力をしない場合
- 8カード使用の際、登録した暗証番号が使用され た場合(但し、第4条第3項但書に該当する場 合を除く。)

### が生じた場合

- ⑤会員が当社の請求する書類を提出しない等、 当社の行う被害状況の調査に協力を拒んだ場
- ⑥カード使用の際、登録された暗証番号が使用 された場合(但し、第4条第3項但書に該当 する場合を除く。)

### (届出事項の変更)

ルアドレス、お支払預金口座、当社に届出た保 有自動車に関する情報、及びカードの利用目的 その他の「犯罪による収益の移転防止に関する

### (通知義務、届出事項の変更)

第 14 条 会員は、氏名、住所、職業、勤務先、メー 第 16 条 会員は、氏名、住所、職業、勤務先、メー ルアドレス、お支払預金口座、当社に届出た保 有自動車に関する情報、及びカードの利用目的 その他の「犯罪による収益の移転防止に関する

- 法律」(以下「犯罪収益移転防止法」とい う。) に基づき会員が当社に届出た事項に変更 があったときは、直ちに当社所定の変更手続を します。
- 2. 前項に定める変更手続がないために当社から送 付する通知書、書類等が延着し又は到着しなか った場合は、通常到着すべきときに会員に到着 したものとみなします。但し、前項の変更手続 を行わなかったことについて、やむを得ない事 情があると当社が認めたときはこの限りでない ものとします。
- 3. 当社は、会員と当社との各種取引において、会 員が当社に届出た内容又は公的機関が発行する 書類等により当社が収集した内容のうち、同一 項目について異なる内容がある場合、最新の届 出内容又は収集内容に変更することができるも のとします。
- (外国為替及び外国貿易管理に関する諸法令等の適 用)
- 第 19 条 本人会員は、海外加盟店でカードを利用す る場合、現に適用されている又は今後適用され る諸法令、諸規則などにより、許可書、証明 書、その他の書類を必要とする場合には、当社 の要求に応じこれを提出するものとします。ま た、当社は、海外加盟店でのカードの利用を制 限又は停止することがあるものとし、本人会員 はあらかじめこれを承諾します。

## (当社の求める書類等の提出)

第 20 条 本人会員は、当社が与信及び与信後の管理 のため必要と認めた場合に、当社が勤務先、収 入等の確認や住民票の写し等の公的機関が発行 する書類、源泉徴収票その他の所得証明書類等

- 法律」に基づき会員が当社に届出た事項に変更 があったときは、直ちに当社宛所定の変更手続 をします。
- 2. 前項変更手続がないために当社から送付する通 2. 前項の通知がないときは、当社が会員の住所、 知書、書類等が延着し又は到着しなかった場合 は、通常到着すべきときに会員に到着したもの とみなします。但し、前項の変更手続を行わな かったことについて、やむを得ない事情がある と当社が認めたときはこの限りでないものとし ます。
- 3. 当社は、会員と当社との各種取引において、会 員が当社に届出た内容又は公的機関が発行する 3. 当社は、会員と当社との各種取引において、会 書類等により当社が収集した内容のうち、同一 項目について異なる内容がある場合、最新のお 届け内容又は収集内容に変更することができる ものとします。
- (外国為替及び外国貿易管理に関する諸法令等の適
- 第 15 条 海外加盟店でカードを利用する場合、現に 適用されている又は今後適用される諸法令、諸 規則などにより、許可書、証明書、その他の書 類を必要とする場合には、当社の要求に応じこ れを提出するものとします。また、海外加盟店 でのカード利用の制限あるいは停止に応じてい ただきます。
- (その他承諾事項、反社会的勢力の排除)
- します。
  - ①当社が与信及び与信後の管理のため必要と認め た場合に、勤務先、収入等の確認を求めるとと

- 法律」に基づき会員が当社に届出た事項に変更 があったときは、当社に対し、遅滞なくその旨 を通知します。
- 氏名宛に発送した郵便物が延着又は不到達とな っても、通常到達すべきときに到着したものと 当社がみなすことについて異議を申立てないも のとします。但し、前項の通知を行わなかった ことについて、やむを得ない事情があると当社 が認めたときはこの限りではないものとしま
- 員が当社に届出た内容又は公的機関が発行する 書類等により当社が収集した内容のうち、同一 項目について異なる内容がある場合、最新のお 届け内容又は収集内容に変更することができる ものとします。

(その他承諾事項、反社会的勢力の排除)

- 第 16 条 本人会員は、以下の事項をあらかじめ承諾 第 17 条 会員は、以下の事項をあらかじめ承諾しま す。
  - ①当社が与信及び与信後の管理のため必要と認 めた場合に、勤務先、収入等の確認を求める

提出を求めたときは、遅滞なくこれに応じるも のとします。

- もに住民票の写し等の公的機関が発行する書 類、源泉徴収票その他の所得証明書類等を取得 又は提出いただくこと
- ②当社が会員に貸与したカードに偽造、変造等が 生じ又はカード情報を不正取得された場合は、 当社からの調査依頼にご協力いただくこと、及 びカードを回収し、会員番号の異なるカードを 発行すること

とともに住民票の写し等の公的機関が発行す る書類、源泉徴収票その他の所得証明書類等 を取得又は提出いただくこと

②当社が会員に貸与したカードに偽造、変造等 が生じ又はカード情報を不正取得された場合 は、当社からの調査依頼にご協力いただくこ と、及びカードを回収し、会員番号の異なる カードを発行すること

(反社会的勢力の排除)

- 第 21 条 本人会員は、会員が反社会的勢力(次の各 号のいずれかに該当する者をいう。) に該当し ないことを表明し、かつ将来にわたっても該当 しないことを確約します。
  - ① 暴力団員及び暴力団員でなくなったときから 5年を経過しない者
  - ② 暴力団準構成員
  - ③ 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊 知能暴力集団等
  - ④ 前各号の共生者(前各号の者と社会的に非 難されるべき関係を有する者を含む。)
  - ⑤ その他、前各号に準ずる者
- 2. 本人会員は、会員自ら又は第三者を利用して次 の事項に該当する行為を行わないことを確約し ます。
  - ① 暴力的な要求行為
  - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③ 詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞の使用等
  - ④ 風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて 当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨 害する行為
  - ⑤ 自らが反社会的勢力である旨、又は関係団 体もしくは関係者が反社会的勢力である旨 を伝える等の行為

(その他承諾事項、反社会的勢力の排除)

- 2. 会員は、会員が現在次のいずれにも該当しない 2. 会員は、会員が現在次のいずれにも該当しない こと、かつ将来にわたっても該当しないことを 確約します。
  - ①暴力団員及び暴力団員でなくなったときから 5年を経過しない者
  - ②暴力団準構成員
  - ③総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知 能暴力集団等
  - ④前各号の共生者(前各号の者と社会的に非難 されるべき関係を有する者を含む。)
  - ⑤その他、前各号に準ずる者
  - 該当する行為を行わないことを確約します。
    - ①暴力的な要求行為
    - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
    - ③詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞の使用等
    - ④風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて当 社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害す る行為
    - ⑤自らが反社会的勢力である旨、又は関係団体 もしくは関係者が反社会的勢力である旨を伝 える等の行為
    - ⑥その他、前各号に準ずる行為

(その他承諾事項、反社会的勢力の排除)

- こと、かつ将来にわたっても該当しないことを 確約します。
  - ①暴力団員及び暴力団員でなくなったときから 5年を経過しない者
  - ②暴力団準構成員
  - ③総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知 能暴力集団等
  - ④前各号の共生者(前各号の者と社会的に非難 されるべき関係を有する者を含む。)
  - ⑤その他、前各号に準ずる者
- 3. 会員は、自ら又は第三者を利用して次の事項に 3. 会員は、自ら又は第三者を利用して次の事項に 該当する行為を行わないことを確約します。
  - ①暴力的な要求行為
  - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞の使用等
  - ④風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて当 社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害す る行為
  - ⑤自らが反社会的勢力である旨、又は関係団体 もしくは関係者が反社会的勢力である旨を伝 える等の行為
  - ⑥その他、前各号に準ずる行為

- ⑥ その他、前各号に準ずる行為
- 3. 当社は、会員が前二項に違反すると具体的に疑 われる場合は、カードの利用を停止するととも に、当該事項に関する報告を求めることがで き、当社がその報告を求めた場合、本人会員は 当社に対し、当社が定める期間内に報告書を提 出するものとします。
- われる場合は、カードの利用を一時停止すると ともに、当該事項に関する報告を求めることが でき、当社がその報告を求めた場合、会員は当 社に対し、合理的な期間内に報告書を提出しな ければならないものとします。
- 4. 当社は、会員が前二項に違反すると具体的に疑 4. 当社は、会員が前二項に違反すると具体的に疑 われる場合は、カードの利用を一時停止すると ともに、当該事項に関する報告を求めることが でき、当社がその報告を求めた場合、会員は当 社に対し、合理的な期間内に報告書を提出しな ければならないものとします。

## (犯罪収益移転防止法の適用)

- 第22条 犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認が 当社所定の期間内に完了しない場合は、当社は カード会員契約の申込みを承諾せず、又はカー ドの利用を停止することができるものとしま
- 2. 当社は、必要と認めたときは犯罪収益移転防止 法に基づく追加確認及び資料提出を求めること ができるものとし、会員は速やかに当該確認及 び資料の提出に応じるものとします。なお、当 社は、当該確認及び資料の提出が完了するまで の間、会員に対して通知することなく、カード の利用を停止することができるものとします。

### (準拠法、犯罪収益移転防止法の適用)

### 第 18 条

- ■2. 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に 2. 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に 基づく取引時確認が当社所定の期間内に完了し ない場合は、当社はカードの発行を断ること や、カードの利用を制限することができるもの とします。
- |3.当社は、必要と認めたときは「犯罪による収益 ||3.当社は、必要と認めたときは「犯罪による収益 の移転防止に関する法律」に基づく追加確認及 び資料提出を求めることができるものとし、会 員は速やかに当該確認及び資料の提出に応じる ものとします。なお、当社は、当該確認及び資 料の提出が完了するまでの間、会員に対する通 知なく、カードの利用停止の措置を講じること ができるものとします。

# (準拠法、犯罪収益移転防止法の適用) 第 26 条

- 基づく取引時確認が当社所定の期間内に完了し ない場合は、当社はカードの発行を断ること や、カードのご利用を制限することができるも のとします。
- の移転防止に関する法律」に基づく追加確認及 び資料提出を求めることができるものとし、会 員は速やかに当該確認及び資料の提出に応じる ものとします。なお、当社は、当該確認及び資 料の提出が完了するまでの間、会員に対する通 知なく、カードの利用停止の措置を講じること ができるものとします。

# (合意管轄裁判所)

第23条 会員と当社との間で訴訟の必要が生じた場 合は、訴額の如何にかかわらず、会員の住所 地、購入地及び当社の本社、各支店、営業所所 在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を第 一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### (進拠法)

第24条 会員と当社との諸契約に関する準拠法は、 すべて日本法が適用されるものとします。

# (合意管轄裁判所)

合は、訴額の如何にかかわらず、会員の住所 地、購入地及び当社の本社、各支店、営業所所 在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を第 一審の専属的合意管轄裁判所とします。

# (準拠法、犯罪収益移転防止法の適用)

第 18 条 会員と当社との諸契約に関する準拠法は、 すべて日本法が適用されるものとします。

## (合意管轄裁判所)

第 17 条 会員と当社との間で訴訟の必要が生じた場 第 18 条 会員と当社との間で訴訟の必要が生じた場 合は、訴額の如何にかかわらず、会員の住所 地、購入地及び当社の本社、各支店、営業所を 管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を第一審の 専属的合意管轄裁判所とします。

# (準拠法、犯罪収益移転防止法の適用)

第 26 条 会員と当社との諸契約に関する準拠法は、 すべて日本法が適用されるものとします。

## (本規約の変更)

(本規約の変更)

(本規約の変更)

- 第25条 当社は、次の各号に該当する場合には、本 規約を変更することができるものとします。
  - ①変更の内容が会員の一般の利益に適合する
  - ②変更の内容が本規約に係る取引の目的に反 せず、変更の必要性、変更後の内容の相当 性その他の変更に係る事情に照らし、合理 的なものであるとき
- 2. 前項に基づき本規約を変更するときは、本規約 を変更する旨及び変更後の本規約の内容並びに その効力発生時期を当社ホームページで公表す る等の方法により本人会員に周知します。な お、前項第2号に基づく変更については、変更 後の本規約の効力発生時期が到来するまでに、 あらかじめ周知するものとします。

### (カード利用方法)

- 第26条 会員は次の各号の加盟店(ハウスカードに ついては、第1号の加盟店及び第2号の加盟店 のうち ETC カードを利用することのできる道路 事業者に限る。) にカードを提示し、所定の端 末に暗証番号を入力すること又は所定の売上票 等にカード上の署名と同じ署名することによ り、物品の購入及びサービスの提供(以下「シ ョッピングサービス」という。) を利用するこ とができます。但し、当社が適当と認める店 舗・売場、又は商品・サービス等については、 暗証番号の入力もしくは売上票等への署名を省 略し、又はカードの提示に代えてカード情報を 通知する方法等により、ショッピングサービス を利用することができるものとします。
  - ①当社と契約した加盟店
  - ②当社と提携したクレジット会社・金融機関 等が契約した加盟店

- 第 19 条 当社は、次の各号に該当する場合には、本 第 19 条 当社は、次の各号に該当する場合には、本 規約を変更することができるものとします。
  - ①変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき ②変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せ ず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その 他の変更に係る事情に照らし、合理的なもので あるとき
- 2. 前項に基づき本規約を変更するときは、本規約 を変更する旨及び変更後の本規約の内容並びに 2. 前項に基づき本規約を変更するときは、本規約 その効力発生時期を当社ホームページで公表す る等の方法により会員に周知します。なお、前 項第2号に基づく変更については、変更後の本 規約の効力発生時期が到来するまでに、あらか じめ周知するものとします。

### (カード利用方法)

- 第 20 条 会員は次の各号に掲げる加盟店にカードを 第 20 条 会員は、加盟店でカードを提示し、所定の 提示し、所定の端末に暗証番号を入力すること 又は所定の売上票等にカード上の署名と同じ署 名することにより、物品の購入及びサービス の 提供(以下「ショッピングサービス」とい う。)を受けることができます。但し、当社が 適当と認める店舗・売場、又は商品・サービス 等については、カードの提示、売上票等への署 名に代えて、暗証番号を入力するなど当社が指 定する操作方法により、ショッピングサービス 2. 会員は、カードで現行紙幣・貨幣を購入しては を受けることができるものとします。
  - ①当社と契約した加盟店
  - ②当社と提携したクレジット会社・金融機関等 が契約した加盟店
  - ③国際提携組織に加盟するクレジット会社・金 融機関等が契約した国内加盟店及び海外加盟

- 規約を変更することができるものとします。
  - ①変更の内容が会員の一般の利益に適合すると
  - ②変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せ ず、変更の必要性、変更後の内容の相当性そ の他の変更に係る事情に照らし、合理的なも のであるとき
- を変更する旨及び変更後の本規約の内容並びに その効力発生時期を当社ホームページで公表す る等の方法により会員に周知します。なお、前 項第2号に基づく変更については、変更後の本 規約の効力発生時期が到来するまでに、あらか じめ周知するものとします。

### (カードショッピングの利用方法)

- 端末に暗証番号を入力すること又は所定の売上 票等にカード上の署名と同じ署名をすることに より、商品を購入し、又はサービスの提供を受 けることができます。但し、当社が特に認めた 場合は、暗証番号の入力もしくは売上票等への 署名を省略し、又はカードの提示に代えてカー ド情報を通知する方法等によりカードショッピ ングができるものとします。
- ならないものとします。また、現金化を目的と して商品・サービスの購入等にカードを利用し てはならないものとします。

- ③ 国際提携組織に加盟するクレジット会社・金融機関等が契約した加盟店
- 2. 会員は、前項に定めるほか、前項に定める方法により、当社の提供する商品の購入及びサービスについてショッピングサービスを利用することができます。この場合、第34条及び第35条に「加盟店」とあるのを、「当社」と読替えて、本規約を適用します。
- 3. 会員は、換金又は違法な取引を目的とするショッピングサービス、及び通用力を有する紙幣・貨幣(記念通貨を除く。)の購入を目的とするショッピングサービスの利用をしないものとします。また、貴金属・金券類等の一部商品については、ショッピングサービスの利用を制限する場合があります。
- 4. 会員が、インターネット接続、保険、電気、ガス、水道利用等の継続的サービス(以下「継続的サービス」という。)を提供する加盟店に対してカード情報を通知又は登録することにより当該加盟店に対する継続的サービスの利用代金についてショッピングサービスを利用する場合、当該加盟店が当該利用代金を当社に請求したときに、会員がカード情報を利用したものとみなします。
- 5. 会員は、前項の場合において、カード情報に変更があったときは、当該変更後のカード情報を加盟店に通知又は登録するものとします。また、会員資格を喪失したときは、速やかに加盟店に通知又は登録したカード情報を削除するものとします。
- 6. 会員が前項に基づきカード情報を削除するまで の間は、会員資格を喪失した場合であっても、 第4項に定めるところにより会員がカード情報

- 2. 会員は、カードを当社に提示し、所定の端末に暗証番号を入力すること又は所定の売上票等にカード上の署名と同じ署名をすることにより、当社の提供する商品の購入及びサービスについてショッピングサービスを受けることができます。但し、当社が特に認める店舗・売場、又は商品・サービス等については、当社が指定する方法によるものとします。なお、この場合、第21条及び第25条に「加盟店」とあるのを、「当社」と読替えて、本規約を適用します。
- 3. 会員は、当社が適当と認める店舗・売場、又は商品・サービス等については、暗証番号の入力もしくは売上票等への署名を省略し、又はカードの提示に代えてカード情報を通知する方法等によりショッピングサービスを受けることができるものとします。
- - 5. ショッピングサービスを取消す場合は、当社所 定の手続きによるものとし、現金等での払戻し はいたしません。

を利用したものとみなします。		
7. 会員が継続的サービスの利用代金についてショ		
ッピングサービスを利用している場合におい		
て、カード情報に変更があったとき又は会員資		
格を喪失したときは、当社がその旨を加盟店に		
通知することができるものとします。但し、当		
社は、当該通知を行う義務を負うものではあり		
ません。		
8. ショッピングサービスを取消す場合は、当社所		
定の手続によるものとし、現金等での払戻しは		
いたしません。		
(ショッピングサービスの利用停止)		
第27条 会員は、次の各号に該当する場合は、ショ		
ッピングサービスを利用することができないもの		
とします。		
① システムメンテナンスのため必要がある場		
合		
② 停電又は通信障害が生じた場合		
③ 前各号に定めるほか、ショッピングサービ		
スの利用を停止するやむを得ない理由があ		
る場合		
(加盟店への連絡等)	(加盟店への連絡等)	(カードショッピングの利用方法)
第28条 会員のカード利用に当たっては、加盟店か	第 21 条 会員のカード利用に当たっては、加盟店か	第 20 条
ら当社が照会を受ける場合、又は同様に当社か	ら当社が照会を受ける場合、又は同様に当社か	3. カードショッピングに際して、利用金額、購入
ら加盟店に照会を行う場合があります。この	ら加盟店に照会を行う場合があります。この	商品や提供を受けるサービスによっては当社の
際、当社は加盟店に対して次の回答・確認・指	際、当社は加盟店に対して次の回答・確認・指	承認が必要となる場合があります。会員は、こ
示を行うことがあり、会員はこれを承諾するも	示を行うことがあり、会員はこれを了承するも	の場合、加盟店が当社に照会を行い、当社が加
のとします。	のとします。	盟店に対して次の回答、確認、指示を行うこと
① 加盟店からの照会に対して当社が必要と認	①加盟店からの照会に対して当社が必要と認めた	があることを了承します。
めた事項について回答すること	事項について回答すること	①加盟店からの照会に対して当社が必要と認め
② カードの提示者が会員本人であることを確	②カードの提示者が会員本人であることを確認す	た事項について回答すること
認する場合があること	る場合があること	②カードの提示者が会員本人であることを確認

- ③ 会員のカード又はカード情報の利用が本規 約に違反する場合、違反するおそれのある 場合、その他不審な場合などには、カード の利用をお断りする場合があること
- ④ 前号の場合、会員へのカード貸与を一時停止し、加盟店を通じてカードを当社に返却していただく場合があること
- ⑤ 貴金属、金券等の一部商品については、カードの利用を制限させていただく場合があること
- ③会員のカード使用が本規約に違反する場合、違 反するおそれのある場合、その他不審な場合な どには、カードの使用をお断りする場合がある こと
- ④前号の場合、会員へのカード貸与を一時停止 し、加盟店を通じてカードを当社に返却してい ただく場合があること
- ⑤貴金属、金券等の一部商品については、カード の利用を制限させていただく場合があること
- ⑥通信料金等、会員が会員番号等を事前に加盟店 に登録する方法により、当該役務の提供を継続 的に受けている場合、会員番号等の変更情報等 を加盟店に通知する場合があること

する場合があること

- ③会員のカード利用が本規約に違反する場合、 違反するおそれのある場合、その他不審な場合などには、カードの利用をお断りする場合があること
- ④前号の場合、会員へのカード貸与を一時停止 し、加盟店を通じてカードを当社に返却して いただく場合があること
- ⑤貴金属、金券類等の一部商品については、カードの利用を制限させていただく場合がある こと
- ⑥通信料金等、会員が会員番号等を事前に加盟 店に登録する方法により、当該役務の提供を 継続的に受けている場合、会員番号等の変更 情報等を加盟店に通知する場合があること

# (立替払い又は債権譲渡)

- 第22条 当社は、会員の委託に基づき、ショッピングサービスにより生じた加盟店に対する債務を会員に代わって立替払いするものとし、会員は、あらかじめ異議なくこれを承認します。本人会員は、当社に対して、当社が立替払いにより本人会員に対して取得する求償債権を支払うものとします。
- 2. 前項により当社が取得する求償債権の債権額は、加盟店において会員が利用したショッピング サービスに係る売上票等の合計金額とします。なお、売上票等がない場合は、商品又はサービスの表示価格の合計金額とし、通信販売の場合は送料等を加算した金額の合計金額とします。
- 3. 前二項にかかわらず、当社が指定する加盟店に おいては、当社はショッピングサービスにより 生じた加盟店の債権を任意の時期及び方法で譲

### (債権譲渡)

第 21 条 会員は、前条第1項の取引により生じた加盟店の会員に対する債権を、当社が加盟店から譲受けることをあらかじめ承諾します。

	受けるものとし、会員は次のいずれの場合についてもあらかじめ承諾するものとします。なお、債権譲渡について、加盟店・クレジット会社・金融機関等は、会員に対する個別の通知又は承認の請求を省略するものとします。 ①加盟店が当社に譲渡すること ②加盟店が当社と提携したクレジット会社・金融機関等に譲渡した債権を、さらに当社に譲渡すること ③加盟店が国際提携組織に加盟するクレジット会社・金融機関等に譲渡した債権を、国際提携組織を通じて当社に譲渡すること 4. 前項により当社が譲受ける債権額は、第2項に定める金額と同様とします。 5. 会員は、第3項に基づき当社が譲受ける債権に関して、第26条第1項に該当する場合を除き、加盟店に有する一切の抗弁権を主張しないことを、カード利用の都度、当該カード利用をもって承認するものとします。	
<ul> <li>(立替払いの委託)</li> <li>第29条 会員がショッピングサービスを利用するにあたりカード又はカード情報を利用したときは、当社に対し、当該ショッピングサービスにより生じた加盟店に対する債務の立替払いの委託を申込んだものとします。</li> <li>2. 当社は、前項に定める立替払いの委託の申込みを承諾しない場合は、加盟店を通じてその旨を会員に通知します。当該通知がない場合は、当社は立替払いの委託を承諾し、これを受託したものとします。</li> <li>3. 当社は、立替払いの委託の申込みを承諾し、立替払いを受託したときには、これにつき当社所定の時期に行うことができるものとし、かつ金</li> </ul>		

銭の支払に代え相殺、交互計算その他経済的に 金銭の支払と同視しうる方法によって行うこと ができるものとします。また、当社が加盟店と の間で、加盟店との支払に係る法律上の原因を どのように定めているかを問わないものとしま す。

4. 立替払いの委託に基づく支払について、当社 は、当社又は国際提携組織と提携するカード会 社、金融機関その他の事業者が直接又は間接に 加盟店に対して支払を行うことで、当社の支払 に代えることができるものとします。前項の規 定は、この場合に準用します。

### (支払区分)

- 第 30 条 会員はショッピングサービスの利用代金 (現金価格) の支払区分について、カード利用 の際に、1回払い、2回払い、3回以上の分割 払い(ボーナス併用分割払いを含み、以下「分 割払い」という。)、ボーナス一括払い、リボ ルビング払い(以下、総称して「支払区分」と いう。)のいずれかを指定することができま す。但し、加盟店及び商品又はサービスによっ ては、利用できない支払区分及び支払回数があ ります。なお、支払区分の指定がない場合は、 1回払いとします。
- 2. 海外でカードを利用した場合は、原則として1 回払いとしますが、会員から当社に申出があ り、かつ当社がこれを認めた場合には、会員は リボルビング払いによる支払を指定することが できます。
- 3. 会員が1回払い、2回払い、分割払い、ボーナ スー括払いのいずれかを指定した場合の支払回 数、支払期間、分割払手数料の料率及び現金価 格 100 円あたりの分割払手数料の額は、下表記

### (支払区分)

- 第 23 条 会員はショッピングサービスの利用代金 第 22 条 カードショッピングの利用代金(現金価 (現金価格) の支払区分について、カード利用 の際に、1回払い、2回払い、3回以上の分割 払い(ボーナス併用分割払いも含む。以下「分 割払い」という。)、ボーナス一括払い、リボ いう。)のいずれかを指定することができま す。但し、加盟店及び商品又はサービスによっ ては、利用できない支払区分及び支払回数があ ります。なお、支払区分の指定がない場合は、 1回払いとさせていただきます。
- 2. 海外でカードを利用した場合は、原則として1 回払いとしますが、会員から当社に申出があ り、かつ当社がこれを認めた場合には、会員は リボルビング払いによる支払いを指定すること ができます。
- 3. 会員が1回払い、2回払い、分割払い、ボーナ ス一括払いのいずれかを指定した場合は、次の とおりとします。
  - ①支払回数、支払期間、実質年率、分割払手数

(カードショッピングの利用代金の支払方法)

- 格)の支払方法は、1回払、分割払、ボーナス 併 用分割払、ボーナス一括払のうちから会員 がカード利用の際に指定した方法によるものと します。
- ルビング払い(以下、総称して「支払区分」と 2. 会員は、会員が指定した支払回数に応じて、下 表記載の分割払手数料をカードショッピングの 利用代金(現金価格)に加算(カードショッピ ングの利用代金(現金価格)と分割払手数料の 合計額を、以下「支払総額」という。)して支 払うものとします。なお、ボーナス併用分割払 の実質年率は、購入時期により下表記載の実質 年率と異なる場合があります。また、一部の加 盟店では、利用できる支払回数、分割払手数料 等が異なる場合があります。

支払回数	1	3	6	10	12	15	18	20	24	ポーカー括
支払期間 (ヶ月)	-	3	6	10	12	15	18	20	24	-

載のとおりとします。なお、ボーナス併用分割 払いを指定した場合の分割払手数料の料率は、 購入時期により下表記載の料率と異なる場合が あります。

### ① ハウスカードの場合

		分割払手数	現金価格 100 円
支払回数	支払期間	料の料率	あたり
	( か月)	(実質年	の分割払手数料
		率:%)	の額(円)
1	1		0
2	2		0
3	3	16.50	2. 76
5	5	16.50	4. 16
6	6	16.50	4. 86
10	10	16.50	7. 71
12	12	16.50	9. 16
15	15	16.50	11. 35
18	18	16.50	13. 56
20	20	16.50	15. 06
24	24	16.50	18. 08
ボーナスー			0
括			U
	_	_	0

### ② ブランドカードの場合

		分割払手数	現金価格 100 円
支払回数	支払期間	料の料率	あたりの
文14日奴	(か月)	(実質年	分割払手数料の
		率:%)	額(円)
1	1		0
2	2	_	0
3	3	15.00	2. 51
5	5	15.00	3. 78
6	6	15.00	4. 42
10	10	15.00	7. 00
12	12	15.00	8. 31
15	15	15.00	10. 28
18	18	15.00	12. 29
20	20	15.00	13. 64
24	24	15.00	16. 36

料について下表記載のとおりです(但し、ボーナス併用分割払いの実質年率は、購入時期により下表記載の実質年率と異なる場合があります。)

支払回数	1	2	3	5	6	10	12	15	18	20	24	がっ
支払期間 ( <sub>ケ</sub> 月)	-	2	3	5	6	10	12	15	18	20	24	1
分割払手 数料の料 率 実質年率 (%)	_	_	15. 00	ı								
現金価格 100 円あ たりの分 割払手数 料の額 (円)	0	0	2.5	3.7	4.4	7.0	8. 2	10. 29	12. 22	13. 64	16. 27	0

## ②分割払いの場合

イ. 支払総額は現金価格に上記の分割払手数料 を加算した金額(以下「支払総額」とい う。)とし、支払総額の具体的算定例は以下 のとおりとします

(支払総額の具体的算定例) 10 万円の 10 回払いでご利用の場合

- ●分割払手数料 100,000 円× (7.01 円/100 円) =7,010 円
- ●支払総額 100,000 円+7,010 円=107,010
- ●月々の分割支払金 107,010 円÷10 回=10,701 円
- ロ. 月々の分割支払金(以下「分割支払金」という。)は、支払総額を支払回数で除した金額となります(但し、2回払いの各回の支払分及び分割払いの分割支払金の単位は1円とし、端数が生じた場合は初回に算入いたします。)

	分割払手 数料の料 率 実質年率 (%)	ı	16. 50	ı							
1	現金価格 100 円あ たりの分 割払手数 料の額 (円)	0	2.8	4. 9	7.7	9. 2	11. 4	13. 6	15. 1	18. 1	0

- 4. カードショッピングの利用代金の支払について は、次のとおりとします。
  - ①分割払の場合

支払総額の具体的算定例は以下のとおりとし、月々の分割支払金(以下「分割支払金」という。)は、支払総額を支払回数で除した金額(但し、分割支払金の単位は 100 円とし、端数 が発生した場合は初回に参入します。)となります

(支払総額の具体的算定例) 10 万円の 10 回払 でご利用の場合

- ●分割払手数料 100,000 円×(7.7/100 円)=7,700 円
- ●支払総額 100,000 円+7,700 円=107,700 円
- ●分割支払金(2回目以降) 107,700 円÷10回≒10,700 円

(初回) 107,700円-(10,700円 ×9回)=11,400円

- ②ボーナス併用分割払の場合
- イ. ボーナス支払月は夏期と冬期の当社所定の 月とし、最初に到来したボーナス月よりお 支払いいただきます
- ロ. ボーナス支払月の分割支払金は 1,000 円 単位とし、その金額をボーナス月にお支払 いいただきます
- ハ. 平常月の分割支払金は、支払総額からボー ナス支払月の分割支払金の合計額(但し、

ボーナスー			0
括	_	_	0

4. 会員が2回払い又は分割払いを指定した場合の 月々の分割支払金(以下「分割支払金」とい う。)は、現金価格に分割払手数料を加算した 金額(以下「支払総額」という。)を支払回数 で除した金額とし、支払総額の具体的算定例は 次のとおりとします。なお、分割支払金の単位 は1円とし、端数が生じた場合は初回に算入し ます。

# (支払総額の具体的算定例)

現金価格 10 万円、10 回払いの場合 (ブランドカード利用)

- ●分割払手数料 100,000円× (7.00円/100円) = 7,000円
- ●支払総額 100,000 円+7,000 円=107,000 円
- ●月々の分割支払金 107,010 円÷10 回= 10,700 円
- 5. 会員がボーナス併用分割払いを指定した場合、本人会員は、ボーナス加算月(夏8月、冬1月とする。)に、現金価格の50%をボーナス併用回数で除した額(但し、1,000円未満の端数は切捨てる。)を毎月の分割支払金に加算して支払うものとします。なお、分割支払金の単位は1円とし、端数が生じた場合は初回に算入します。また、利用日、支払回数によっては、ボーナス併用分割払いの取扱いができない場合があります。

## (支払総額の具体的算定例)

現金価格 15 万円、10 回払い、ボーナス月 2 回の場合 (ブランドカード利用)

●分割払手数料 150,000 円× (7.00 円/100

- ③ボーナス併用分割払いの場合
- イ、ボーナス加算月は夏8月、冬1月とします
- ロ.ボーナス加算総額は現金価格の 50%とし、ボーナス加算総額をボーナス併用回数で均等分割(但し、ボーナス加算月の加算額は 1,000 円単位で均等分割できる金額とします。) した金額を、毎月の分割支払金に加算してお支払いいただきます
- ハ. 利用日、支払回数によっては、ボーナス併 用分割払いのお取扱いができない場合があ ります

### ④ボーナスー括払いの場合

- イ. 支払月は、夏8月、冬1月とします
- ロ. お取扱期間は当社所定の期間とし、ボーナ ス支払月に一括してお支払いいただきま す。
- 4. 会員がリボルビング払いを指定した場合は、次のとおりとします。

### ①毎月の支払について

- イ. 支払元金(お支払いいただく金額のうちリボルビング払いに係る現金価格の残高(以下「リボ利用残高」という。)に充当される金額のことをいう。)は、会員がカード発行 申込み時に後記支払いコースによりあらかじめ選択し当社が認めた金額とします ロ. 本人会員には、支払元金に当社所定の包括信用購入あっせんの手数料(以下、本項において「手数料」という。)を加算した金額(以下「弁済金」という。)をお支払いいただきます
- ハ. 残高スライドコースの利用及び定額コース の支払指定金額の変更は、カード発行後に 本 人会員から申出があり、当社が承認し

現金価格の 50%以内とする。)を差引いた額を平常支払月の月数で除した金額(但し、分割支払金の単位は 100 円とし、端数が発生した場合は初回に参入します。)となります

### ③ボーナスー括払の場合

- イ. 支払月は夏期又は冬期の当社所定の月とします
- ロ. お取扱期間は当社所定の期間に限らせていただき、最初に到来したボーナス月にカードショッピングの利用代金(現金価格)を 一括してお支払いいただきます
- 5. カードショッピングのお支払い額は、次のとおり締切って、カード発行の申込み時に会員が指定した支払日に会員があらかじめ金融機関と約定した預金口座(以下「お支払預金口座」という。)から口座振替の方法により一括してお支払いいただくものとし、ご利用代金明細書にて会員に書面又は電磁的方法により通知します。なお、ご利用代金明細書の内容についての当社へのお問合せ、ご確認は、通知を受けた後10日以内にしていただくものとし、この期間内に異議の申立てがない場合には、ご利用代金明細書に記載のご利用額、お支払い額及び残高等の内容についてご承認いただいたものとみなします。
  - ①指定支払日が 10 日である場合、毎月 15 日に 締切り、翌月 10 日(金融機関休業日の場合は 翌金融機関営業日)にお支払いいただきます
  - ②指定支払日が27日である場合、毎月5日に締切り、当月27日(金融機関休業日の場合は翌金融機関営業日)にお支払いいただきます
  - ③事務上の都合により、翌月以降の10日又は当

円) =10,500円

- ●支払総額 150,000円+10,500円=160,500
- ●ボーナス加算額 150,000×50%÷2= 37,000円(1,000円未満切捨て)
- ●月々の分割支払金 (160,500 円- $37,000 \times 2$ ) ÷10 回=8,650 円
- ●ボーナス月の分割支払金 8,650+37,000  $=45,650 \ \square$
- 6. ボーナスー括払いの支払月は、夏8月、冬1月 とします。なお、ボーナス一括払いの取扱期間 は、当社所定の期間とします。
- 7. 会員がリボルビング払いを指定した場合の毎月 の支払額及び手数料等は次のとおりとします。
  - ①毎月の支払額(以下「弁済金」という。) は、支払元金に当社所定の包括信用購入あ っせんの手数料(本項において、以下「手 数料」という。) を加算した金額とします
  - ② 支払元金は、リボルビング払いに係る現金価 格の残高(以下「リボ利用残高」とい う。) に充当される金額のことをいい、会 員が後記支払コースによりあらかじめ選択 し当社が認めた金額とします
  - ③ カード会員契約の申込み時に選択することが できる支払コースは定額コースに限るもの とし、定額コースの支払指定金額の変更及 び残高スライドコースの利用は、カード会 員契約成立後、本人会員からの申出があ り、当社が承認した場合に限り行うことが できるものとします
  - ④ 手数料率 (実質年率) は、ハウスカードは 16.50%、ブランドカードは 15.00%とし、 手数料の計算等については、次のとおりと

た場合に限り行うことができるものとしま

### ②手数料について

- イ. 毎月 11 日から翌月 10 日までの日々のリボ 利用残高に手数料率を乗じ年 365 日 (閏年 は年366日とする。)で日割計算した金額 を1ヶ月分とし、翌々月の約定支払日に後 払いしていただきます
- (締切日にカード利用がなされたときは当 該締切日とします。)までの期間は、手数 料計算の対象としないものとします
- ニ. 弁済金の額の具体的算定例は、以下のとお りとします

(弁済金の額の具体的算定例)

5月1日に10万円をご利用の場合(お支払いコ ース 10,000 円の場合)

●6月5日に支払う弁済金 支払元金 10,000 円 (ご選択いただいた支払コ ースによります)

手数料 なし(後払いのため)

弁済金 10,000 円

●7月5日に支払う弁済金

支払元金 10,000 円 (ご選択いただいた支払コ ースによります)

手数料(5月11日~6月5日分)

100,000 円×15.00%×26 日÷365 日=1,068 円 手数料(6月6日~6月10日分)

90,000 円×15.00%×5日÷365日=184円 弁済金 10,000 円+1,068 円+184 円=11,252 円

③会員の申出があり当社が承認した場合は、毎月 の支払元金の変更、翌月支払元金の増額支払

月以降の27日の支払日からお支払いいただく ことがあります

- 6. 会員が支払日を毎月27日に指定した場合で、当 該金融機関が27日における口座振替を取扱わな いときは、会員は、支払日が自動的に毎月10日 に変更されることをあらかじめ承諾するものと し、当該変更については、ご利用代金明細書に より通知を受けるものとします。
- ロ. 利用日から起算して最初に到来する締切日 7. 会員は、指定口座を変更する場合には、あらか じめ当社所定の方法で当社の承諾を得るものと します。なお、支払日を変更することはできな いものとします。
- ハ. 手数料率は 15.00% (実質年率) とします 8. 会員は、金融機関から当社に対し第5項の支払 日に引落不能であった旨の通知があったとき は、当社に対する支払金の支払を怠ったものと みなされても異議をのべないものとします。

します

- イ. 毎月 11 日から翌月 10 日までの日々の リボ利用残高に手数料率を乗じ年 365 日(閏年は年 366 日とする。)で日割 計算した金額を1ヶ月分の手数料と し、当該手数料の支払期日は、翌々月 の約定支払日とします
- ロ. 利用日から起算して最初に到来する締切日(締切日にカード利用がなされたときは当該締切日とする。)までの期間は、手数料計算の対象外とします
- ⑤ 弁済金の額の具体的算定例は、次のとおりとします

(弁済金の額の具体的算定例)

現金価格 10 万円、利用日 5 月 1 日、支払コースは定額コース 10,000 円の場合(ブランドカード利用)

●6月5日に支払う弁済金 支払元金 10,000円(選択いただいた支 払コースによります) 手数料 なし(後払いのため)

**弁済金** 10,000 円

●7月5日に支払う弁済金

支払元金 10,000 円 (ご選択いただいた 支払コースによります)

手数料(5月11日~6月5日分)

100,000 円×15.00%×26 日÷365 日= 1.068 円

手数料(6月6日~6月10日分)

90,000 円×15.00%×5日÷365 日= 184 円

弁済金 10,000 円+1,068 円+184 円= 11,252 円

ができるものとします

5. 本人会員は、当社が定める期間内に申出を行い 当社が適当と認めた場合には1回払い、2回払 い及びボーナス一括払いをリボルビング払いに変 更することができます。その場合、変更後の 新 たな弁済金は、支払区分の変更を当社が認めた日 にリボルビング払いの指定があったものとして前 項第1号及び第2号により計算します。なお、2 回払いをリボルビング払いに変更する 場合に変 更の対象となる利用代金は、1回目の支払分に応 当する算定日以前に変更の申出があった場合は当 該利用代金の全額とし、当該算定日より後に申出 があった場合は、支払金額が確定した各回の支払 分に相当する利用代金分とします。

⑥ 本人会員は、当社が承認した場合は、毎月	
の支払元金の変更、翌月支払元金の増額支	
払ができるものとします	
(リボルビング払いへの変更)	
第 31 条 本人会員は、当社が定める期間内に申出を	
行い当社が適当と認めた場合には1回払い、2	
回払い及びボーナスー括払いをリボルビング払	
いに変更することができます。その場合、変更	
後の新たな弁済金は、支払区分の変更を当社が	
認めた日にリボルビング払いの指定があったも	
のとして計算します。	
2. 2回払いをリボルビング払いに変更する場合、	
リボルビング払いへの変更の対象となる利用代	
金は次のとおりとします。	
① 1回目の支払分に応当する算定日以前に変更	
の申出があった場合は、当該利用代金の全	
額がリボルビング払いへの変更の対象とな	
ります	
② 1回目の支払分に応当する算定日の翌日から	
約定支払日の7営業日前(お支払預金口座	
が当社所定の金融機関の口座である場合は	
5 営業日前とする。) の午後 0 時までに変	
更の申出があった場合は、1回目の支払分	
のみがリボルビング払いへの変更の対象と	
なります	
③ 約定支払日の7営業日前(お支払預金口座が	
当社所定の金融機関の口座である場合は5	
営業日前とする。)の午後0時より後に変	
更の申出があった場合は、2回目の支払分	
のみがリボルビング払いへの変更の対象と	
なります	
3. 前項第2号の場合において、2回目の支払分に	
ついてもリボルビング払いに変更する場合は、	

別途その旨の申出が必要となります。		
(手数料率の変更) 第32条 当社は、金融情勢等の事情により分割払 手料率及び包括信用購入あっせんの手数料率 (以下「手数料率」という。)を変更すること ができ、手数料率が変更されたときは、リボ利 用残高の全額に対して変更後の手数料率が適用 されるものとします。なお、この場合のリボ利 用残高には、ショッピングサービスの利用日が 手数料率変更日より前のものを含みます。	(支払区分) 第 23 条 6. 会員は分割払手数料率及び包括信用購入あっせんの手数料率(以下、総称して「手数料率」という。)が金融情勢等の事情により変動することに異議がないものとします。また、第 19 条の規定にかかわらず、当社から手数料率変更の通知をしたのちは、分割払いは変更後のご利用分より、また、リボルビング払いは通知したときにおけるリボ利用残高の全額に対しても、改定後の手数料率が適用されることに、会員は異議がないものとします。	(カードショッピングの利用代金の支払方法) 第22条 3. 会員は、前項の分割払手数料の料率が金融情勢 等により変動することに異議がないものとしま す。また、当社から分割払手数料の料率変更の 通知をした後は、変更後の分割払い利用分よ り、改定後の料率が適用されるものとします。
(商品の所有権) 第33条 商品の所有権は、ショッピングサービス により生じた加盟店に対する債務を当社が加盟 店に立替払いをしたときに加盟店から当社に移 転し、当該商品に係るカード利用代金が完済さ れるまで当社に留保されるものとします。	(商品の所有権) 第 24 条 商品の所有権は、ショッピングサービスに より生じた加盟店に対する債務を当社が加盟店に 立替払いをしたとき(第 22 条第3項の適用があ る場合は、当社が加盟店から債権を譲受けたとき とする。)に加盟店から当社に移転し、当該商品 に係る債務が完済されるまで当社に留保されるこ とを認めるものとします。	(所有権に伴う特約) 第 23 条 会員は、カードショッピングにより購入した商品の所有権が、当該カードショッピングの支払金を完済するまで、当社に留保されることを承諾します。
(見本・カタログ等と現物の相違) 第34条 会員が加盟店に対して見本・カタログ等より申込みをした場合において、引渡され又は提供された商品、役務、権利が見本・カタログ等と相違している場合は、会員は加盟店に商品等の交換又は再提供を申出るかもしくは加盟店との間の売買契約等の解除をすることができます。	(見本・カタログ等と現物の相違) 第25条 会員が加盟店に対して見本・カタログ等より 申込みをした場合において、引渡され又は提供さ れた商品、役務、権利が見本・カタログ等と相違 している場合は、会員は加盟店に商品等の交換又 は再提供を申出るかもしくは加盟店との間の売買 契約等の解除をすることができます。	(見本、カタログ等と現物の相違) 第 24 条 会員が見本、カタログ等より申込みをした 場合において、引渡された商品が見本、カタロ グ等と相違している場合は、会員は加盟店に商 品の交換を申出るか、もしくは加盟店との間の 売買契約等を解除できるものとします。
(支払停止の抗弁)	(支払停止の抗弁)	(支払停止の抗弁)

- 第35条 本人会員は、ショッピングサービスに下記 事由が存するときは、その事由が解消されるま での間、支払を停止することができるものとし ます。
  - ① 商品、役務の提供又は割賦販売法に指定され た権利(以下「指定権利」という。)の移 転がなされないこと
  - ②商品の種類、数量又は品質等が加盟店との売 買契約等の内容に適合しないこと
  - ③ その他、商品、役務の提供又は指定権利の移 転について、加盟店に対して生じている事 由があること
- 【2.当社は、本人会員が前項の支払の停止を行う旨 を当社に申出たときは、直ちに所要の手続をと るものとします。
- じめ上記の事由の解消のため、加盟店と交渉を 行うよう努めるものとします。
- 4. 本人会員は、第1項の申出をしたときは、速や かに上記の事由を記載した書面及び資料がある ときは当該資料を当社に提出するよう努めるも のとします。また、当社が上記の事由について 調査する必要があるときは、会員はその調査に 協力するものとします。
- 5. 第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該 当するときは、支払を停止することはできない ものとします。
  - ① 売買契約又は役務提供契約が会員にとって営 業のためのもの (連鎖販売個人契約及び業 務提供誘引販売個人契約を除く。) である 等、割賦販売法第35条の3の60第1項に該 当する取引のとき
  - ② 会員の指定した支払方法が、1回払いのとき

- が存するときは、その事由が解消されるまでの 間、支払を停止することができるものとしま
  - ①商品、役務の提供又は割賦販売法に指定され た権利(以下「指定権利」という。) の移転 がなされないこと
  - ②商品の種類又は品質が契約の内容に適合しな いこと
  - ③その他、商品、役務の提供又は指定権利の移 転について、加盟店に対して生じている事由 があること
- 2. 当社は、会員が前項の支払の停止を行う旨を当 2. 当社は、会員が第1項の支払の停止を行う旨を 社に申出たときは、直ちに所要の手続をとるも のとします。
- 【3. 本人会員は第1項の申出をするときは、あらか 【3. 会員は前項の申出をするときは、あらかじめ上 |3. 会員は第2項の申出をするときは、あらかじめ 記の事由の解消のため、加盟店と交渉を行うよ う努めるものとします。
  - 4. 会員は、第2項の申出をしたときは、速やかに 4. 会員は、第2項の申出をしたときは、速やかに 上記の事由を記載した書面(資料があるときは その資料を添付いただきます。) を当社に提出 するよう努めるものとします。また、当社が上 記の事由について調査する必要があるときは、 会員はその調査に協力するものとします。
    - 当するときは、支払を停止することはできない ものとします。
      - ①売買契約又は役務提供契約が会員にとって営 業のためのもの(連鎖販売個人契約及び業務 提供誘引販売個人契約を除く。)である等、 割賦販売法第35条の3の60第1項に該当する 取 引のとき
      - ②会員の指定した支払方法が、1回払いのとき

- 第 26 条 会員は、ショッピングサービスに下記事由 第 25 条 会員は、下記の事由が存するときは、その 事由が解消されるまでの間、当該事由の存する カードショッピングの利用代金について支払を 停止することができるものとします。
  - ①商品、権利の提供又は割賦販売法に指定され た権利(以下「指定権利」という。)の移転 がなされないこと
  - ②商品の種類又は品質が契約の内容に適合しな いこと
  - ③その他、商品、役務の提供又は指定権利の移 転について、加盟店に対し生じている事由が あること
  - 当社に申出たときは、直ちに所要の手続をとる ものとします。
  - 上記の事由の解消のため、加盟店と交渉を行う よう努めるものとします。
  - 上記の事由を記載した書面(資料がある場合は 資料を添付いただきます。) を当社に提出する よう努めるものとします。また、当社が当該事 由について調査する必要があるときは、会員は その調査に協力するものとします。
- |5.第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該 |5.第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該 当するときは、会員は支払を停止することはで きないものとします。
  - ①売買契約が会員にとって営業のためのもの (連鎖販売個人契約及び業務提供誘引販売個 人契 約を除く。) である等、割賦販売法第 35条の3の60第1項に該当する取引のとき
  - ②会員の指定した支払方法が、1回払のとき
  - ③1回のカードショッピングに係る支払総額が

6. 本人会員は、当社がカード利用代金の残額から 第1項による支払の停止額に相当する額を控除 して請求したときは、控除後のカード利用代金 を支払うものとします。 (支払区分) 第23条 6. 会員は、当社がご利用代金の残額から第1項に よる支払の停止額に相当する額を控除して請求し たときは、控除後のご利用代金の支払いを継続し	
ていただきます。	
(ETC カードに関する特約) (ETC カードに関する特約)	
第 36 条 ETC カードの取扱いについては、ETC カー 第 27 条 ETC カードの取扱いについては、ETC カード	
ド特約の定めによるものとします。 特約の定めによるものとします。	
(日産ポイントに関する特約) (日産ポイントに関する特約) (日産ポイント規定に関する特約)	
第37条 日産ポイントの取扱いについては、日産ポ 第28条 日産ポイントの取扱いについては、日産ポ 第27条 日産ポイントの取扱いについては、日産	ポ
イント規定の定めによるものとします。 イント規定の定めによるものとします。 イント規定の定めによるものとします。	
(付則)	
第 38 条 本規約は、2024 年 10 月 22 日から適用し	
ます。	
2. 本規約の適用開始日前に当社に到達した売上デ	
ータ又は売上票に係るカード利用代金の請求及	
び支払については、次の各号の定めを適用しま	
す。	
① カード利用代金の支払日は、本規約の適用	
開始日の前日時点で設定されている支払日	

(毎月10日又は27日のいずれか)とします

- ②ご利用明細書の内容についての当社への問 合せ及び確認は、通知を受けたのち 10 日以 内に行うものとし、この期間内に異議の申 立てがない場合には、ご利用明細書に記載 の売上や残高の内容について本人会員が承 認したものとみなします
- ③本人会員は、当社の権利保全に要する次の 費用について、当社から請求がある場合 は、速やかに支払うものとします
  - イ. 本人会員の都合による口座振替不能の 場合の再請求費用(1回につき220 円、消費税込み。)及び本人会員の都 合による訪問集金費用(訪問1回につ き 1.100 円、消費税込み。)
  - ロ. 会員の都合による口座振替不能の場合 で、当社指定のコンビニエンスストア で本規約に基づく債務を支払う場合に おける当社所定の手数料
  - ハ. 第14条第1項第2号に基づく会員に 対する書面による催告費用
  - ニ. カードの返還請求に伴う訪問回収費用
- ④ 本人会員がショッピングサービスに係るカ ード利用代金(1回払いに係るものを除 く。) の支払を怠った場合の遅延損害金の額 は、支払期日の翌日から完済に至るまで年 14.6%の割合で計算した額(但し、当該カー ド利用代金の残債務全額に対し法定利率で計 算した額を超えないものとする。) とします

## 【相談窓口】

- 1. 商品等についてのお問合せ及びご相談は、カー ドをご利用された加盟店にお問合せください。
- 2. 本規約についてのお問合せ及びご相談、並びに

## 【相談窓口】

- ドをご利用された加盟店にお問合せください。
- 2. 本規約についてのお問合せ及びご相談、並びに

## 【相談窓口】

1. 商品等についてのお問合せ及びご相談は、カー 1. 商品についてのお問合せ及びご相談は、カードを 利用された加盟店にお問合せ下さい。

支払停止の抗弁に関する書面(第35条第4項) のご請求は、株式会社日産フィナンシャルサー ビスにお問合せください。

株式会社日産フィナンシャルサービス 日産カ ードヤンター

住所 〒860-0801 熊本県熊本市中央区安政町1 -2 カリーノ下涌4F

電話番号 0120-917-623 (携帯電話からは 0570-666-823)

のご請求は、株式会社日産フィナンシャルサー ビスにお問合せください。

株式会社日産フィナンシャルサービス 日産カー ドヤンター

住所 〒860-0801 熊本県熊本市中央区安政町1-2 カリーノ下通4F

電話番号 0120-917-623 (携帯電話からは 0570-666-823)

支払停止の抗弁に関する書面(第26条第4項) 2. 本規約についてのお問合せ及びご相談、並びに支 払停止の抗弁に関する書面(第25条第4項)の ご請求は、株式会社日産フィナンシャルサービス にお問合せ下さい。

> 株式会社日産フィナンシャルサービス 日産カー ドセンター

> 住所 〒860-0801 熊本県熊本市中央区安政町1-2 カリーノ下通4F

電話番号 0120-917-623 (携帯電話からは 0570-666-823)

# 【支払コース】第30条第7項第2項に定める支払コ ースは次のとおりとします。

毎月の支払元金												
1. 残高スライドコース												
20 万円以下	Aコージ	Z,	1	Bコース	Cコース	ζ	Dコース					
	1万円			2万円	3万円		4万円					
20 万円超は 20 万円増すごとに	1万円加	算 2万円加算			3万円加算		4万円加算					
2. 定額コース												
	①コー ス	2=		③コー ス	④コー ス	⑤コー ス		⑥コー ス				
	5,000 10 円		10,000 15,000 円 円		20,000 円	30,000 円		50,000 円				

注)利用残高が毎月の支払元金に満たない場合、翌 月の支払元金は利用残高の全額となります。

【支払コース】第28条第4項に定める支払コースは 次のとおりとします。

毎月の支払元金												
1. 残高スライドコース												
20 万円以下	Aコージ	ζ	I	Bコース	C = - >	ζ	Dコース					
20 77 17 84 17			2万円	3万円		4万円 4万円加算						
20 万円超は 20 万円増すごとに	1万円加	算	2	万円加算	3 万円加算							
2. 定額コース												
	① コー ② コー ス ス			③コー ス	④コー ス	5		リ ⑤ ス				
	5,000 円	10, P	000 9	15,000 円	20,000 円	30,000 円		50,000 円				

注)利用残高が毎月の支払元金に満たない場合、翌 月の支払元金は利用残高の全額となります。

新	旧
NISMO CARD 特約	NISMO CARD 特約
(本特約の適用) 第1条 NISMO CARD には、日産カード会員規約(以下「会員規約」という。) の他、本特約を適用します。 2. 本特約に特段の定めがある場合を除き、本特約中の用語の定義は、会員規 約の用語の定義と同一とします。	(総則) 第1条 NISMO CARD とは、日産モータースポーツ&カスタマイズ株式会社(以下「NMC」という。)と株式会社日産フィナンシャルサービス(以下「NFS」という。)が提携して NFS が発行するカードをいいます。 2. NISMO カードには、日産カード Visa・Mastercard 会員規約(以下「会員規約」という。)の他、 本特約を適用するものとし、本特約に定めのない事項については、会員規約を適用します。 3. NISMO CARDには、「NISMO CARD "Club NISMO"」と「NISMO CARD (レギュラー)」(以下あわせて「本カード」という。)の2種類があり、いずれか一方を申込むことができます。また、本カードは、VISA ブランドのカードのみとします。
(カード会員契約の申込みと成立) 第2条 NISMO CARD の本人会員になろうとする者は、当社及び日産モータースポーツ&カスタマイズ株式会社(以下「NMC」といい、当社と NMC をあわせて以下「両社」という。)に対し、希望する NISMO CARD を選択のうえ両社所定の方法で申込むものとします。 2. 両社が前項の申込みを承諾のうえ、当社が当社所定の手続を完了したときに、カード会員契約が成立するものとします。	(会員) 第2条 本人会員とは、会員規約及び本特約を承認のうえ、NMC及びNFS(以下あわせて「両社」という。)に対して入会申込みをし、両社が入会を認めた方をいいます。 2. 家族会員とは、本人会員と同様に会員規約及び本特約を承認した家族で、本人会員が、家族会員の本カード利用について会員規約及び本特約の適用があることを承認のうえ本人会員の代理として指定して申込みをし、両社が適当と認めた方とします。
(会員契約) 第3条 本人会員は、家族会員による家族カードの利用について会員規約及び 本特約の適用があることを承認のうえ、両社に対し、個人情報の取扱いに 関する同意条項に同意した家族を家族会員とすることの承認及び家族カー ドの発行を求めることができるものとし、両社がこれを承諾したときは、 当該家族は家族会員になるものとします。	
(更新カード) 第4条 NISMO CARD の有効期限が到来する場合、当社は、両社が引続き会員と して適当と認めた方に対し、更新カードを送付します。 (NMC 年会費)	(カードの更新) 第3条 本カードの有効期限が到来する場合、両社が引続き会員として適当と認めた方に新しい本カードを送付します。 (NMC 年会費)

- 第5条 NISMO CARD "Club NISMO"の本人会員は、会員規約に定める年会費の 他、NMC 所定の年会費(以下「NMC 年会費」という。)を NMC に支払いま す。なお、NMC 年会費は、NMC が集金代行を委託する当社に対して支払うも のとし、支払方法についてはカード利用代金の支払方法と同様とします。
- 2. 支払い済みの NMC 年会費は、退会又は会員資格を喪失した場合でも、その 理由の如何を問わず返却しません。

### (NMC の特典及びサービス)

- 第6条 会員は、NMC が別途告知する特典及びサービス(以下「NMC 特典等」と いう。)を、NMC所定の方法で受けることができます。なお、保有するカー ドの種類に応じて、提供される NMC 特典等の内容が異なる一部の NMC 特典 等が家族会員には提供されない場合があります。
- 2. NMCは、予告なくしていつでも NMC 特典等を変更、追加又は終了することが できるものとし、会員はその旨を承認します。
- 3. 会員は、NMC 特典等を受ける場合に、NMC から NISMO CARD の提示を求めら れたときは、これに応じるものとします。NISMO CARD の提示がない場合 は、NMC特典等の提供を受けることができない場合があります。
- 4. NMC 特典等に関して会員と NMC との間に生じた紛議については、会員と NMC いません。
- |5.会員が NISMO CARD を退会又は会員資格を喪失した場合、NMC 特典等を受け |5.会員が本カードを退会又は会員資格を喪失した場合、NMC 特典等を受ける ることができないものとします。

## (本特約の変更)

第7条 本特約の変更については、会員規約の変更に関する規定を準用しま す。なお、会員規約の変更に関する規定に「本規約」とあるのは「本特 約」に読み替えるものとします。

- 第4条 NISMO CARD "Club NISMO" の本人会員は、会員規約に定める NFS 所定 の年会費(以下「NFS 年会費」という。)とあわせて、NMC 所定の年会費 (以下「NMC 年会費」という。)を支払います。なお、NMC 年会費は、NMC が集金代行を委託する NFS に対して支払うものとし、支払方法については NFS 年会費の支払方法に関する会員規約の規定を適用します。
- 2. お支払い済みの NMC 年会費は、本カードを退会又は会員資格を喪失した場 合、その理由の如何を問わず返却しません

### (NMC の特典及びサービス)

- 第5条 会員は、NMC が別途告知する特典及びサービス(以下「NMC 特典等」と いう。)を、NMC 所定の方法で受けることができます。但し、会員は、保 有するカードの種類に応じて、提供される NMC 特典等の内容が異なるこ と、並びに家族会員には一部の NMC 特典等が提供されないことにつき承認 します。
- 2. NMC は、予告なくしていつでも、NMC 特典等を変更、追加又は終了すること ができるものとし、会員はその旨を承認します。
- 3. 会員は、NMC 特典等を受ける場合に、NMC から本カードの提示を求められ たときは、これに応じるものとします。本カードの提示がない場合は、NMC 特典等の提供を受けることができない場合があります。
- との間で解決するものとし、当社は当該紛議の解決について一切責任を負 4. NFS は、NMC 特典等に関して会員と NMC との間に生じた紛議について一切 責任を負いません。
  - ことができないものとします。

## (本特約の変更)

**第6条** 本特約の変更については、会員規約の変更に関する規定を準用します。 なお、会員規約の変更に関する規定に「本規約」とあるのは「本特約」に 読み替えるものとします。

新	旧								
日産カード(従業員用ゴールド)Visa 特約	日産カード(従業員用ゴールド)Visa 特約								
約の他、本特約を適用します。また、第2号に定めるゴールドカードは、NISMO CARD "Club NISMO"の一種とし、あわせてNISMO CARD 特約を適用します。 ①日産カード(従業員用ゴールド)Visa	(総則) 第1条 日産カード(従業員用ゴールド) Visa (日産カード(従業員用ゴールド) Visa "Club NISMO" を含み、以下「カード」という。)には、日産カード Visa・Mastercard 会員規約(以下「会員規約」という。)の他、本特約を適用するものとし、本特約に定めのない事項については、会員規約を適用します。 2.日産カード(従業員用ゴールド) Visa "Club NISMO"には、会員規約及び本特約の他、NISMO CARD 特約を適用するものとし、本特約に定めのない事項については、会員規約及びNISMO CARD 特約を適用します。								
第2条 ゴールドカードは、当社が特に認めた企業の従業員の方に限り、申込むことができます。 (年会費)	(年会費) 第2条 カードの年会費は無料とします。								
(分割手数料等) 第4条 会員規約の定めにかかわらず、会員がショッピングサービスを受ける際に1回払い、2回払い、分割払い、ボーナス一括払いのいずれかを指定した場合の支払回数、支払期間、実質年率、分割払手数料は下表記載のとおりとします。但し、ボーナス併用分割払いの実質年率は、購入時期により下表記載の実質年率と異なる場合があります。    支払   支払期間   分割払手数料の料率   現金価格 100 円あたりの分割払手数料の額(円)	(分割手数料等)         第3条 会員規約の定めにかかわらず、会員がショッピングサービスを受ける際に1回払い、2回払い、分割払い、ボーナス一括払いのいずれかを指定した場合の支払回数、支払期間、実質年率、分割払手数料は下表記載のとおりとします。但し、ボーナス併用分割払いの実質年率は、購入時期により下表記載の実質年率と異なる場合があります。         支払回数 1 2 3 5 6 10 12 15 18 20 24 一大ス一括         支払期間 (ヶ月) - 2 3 5 6 10 12 15 18 20 24 一分割手数料の料率 - 9.0 9.0 9.0 9.0 9.0 9.0 9.0 9.0 9.0 9.0								

5	5	9. 00	2. 26
6	6	9. 00	2.64
10	10	9. 00	4. 17
12	12	9. 00	4. 94
15	15	9. 00	6. 10
18	18	9. 00	7. 27
20	20	9. 00	8.06
24	24	9. 00	9. 64
ボーナス一括	_	_	0

2.	会員規約の定めにかかわらず、会員がショッピングサービスを <mark>利用すると</mark>
	きにリボルビング払いを指定した場合の包括信用購入あっせんの手数料率
	(実質年率) は 9.00%とします。

現金価格 100 円当り の分割手数 料の額 (円)	0	0	1.5	2.2	2.6	4.1	4.9	6.1	7.2	8.0	9.6	0
会員規約	の定と	めにか	かわ	らず、	会員	がシ	ョッヒ	゚ング	サート	ごスを	受けん	る際に

2. 会員規約の定めにかかわらず、会員がショッピングサービスを受ける際に リボルビング払いを指定した場合の包括信用購入あっせんの手数料率は 9.00% (実質年率) とします。

## (本特約の変更)

第5条 本特約の変更については、会員規約の変更に関する規定を準用します。 なお、会員規約の変更に関する規定に「本規約」とあるのは「本特約」に読 み替えるものとします。

## (本特約の変更)

第4条 本特約の変更については、会員規約の変更に関する規定を準用します。 なお、会員規約の変更に関する規定に「本規約」とあるのは「本特約」に読 み替えるものとします。